

## 議事録

件名： 契約監視委員会（2017年度第2回）
日時： 2017年9月20日（水曜日） 14:00～16:00
場所： JICA本部役員会議室
委員長 不破 邦俊 公認会計士 委員： 関口 典子 公認会計士 木村 琢麿 千葉大学大学院専門法務研究科（教授） 中久保 満昭 あさひ法律事務所（弁護士） 乾 英二 国際協力機構 監事
JICA： 神崎理事、調達部（事務局）藤谷部長他数名 総務部、企画部、社会基盤・平和構築部、産業開発・公共政策部、JICA横浜、人間開発部、民間連携事業部、研究所、中東・欧州部、安全管理部、情報システム室 各数名
議題： 競争性のない随意契約の点検（2016年度契約）

議事概要：

### 競争性のない随意契約の点検（2016年度契約）

本委員会における点検対象契約11件（別添資料1参照）の点検結果及び質疑応答は以下のとおり。

司会：

お待たせいたしました。それでは定刻となりましたので、2017年度第2回契約監視委員会を始めさせていただきます。

本日の議事は、2016年度を対象といたしました、競争性のない随意契約計11件を対象として、ご審議をいただきたいと思いますっております。審議に先立ちまして、2点ほど事前にご案内をさせていただきます。

第1点目、本日の審議方法についてでございますが、前回第1回におきましては、案件ごとに類型化を図り、まとめてご検討いただくという形式をとりましたが、今回の検討にあたりましては、各委員からの選定案件を集計いたしましたところ、個別案件にかなり内容が異なるところもあるということでございまして、今回の審議におきましては、個別案件ごとにご審議ということで、お願いできればと思います。これが1点目でございます。

2点目といたしまして、本日の審議対象の5番、すなわちエジプトの大学プロジェクト案件、ならびに11番の、新有償資金協力システム案件につきましては、案件の取り上げに際しまして、委員の方より全体像の説明をというご要望もございましたので、冒頭に担当部署より図表を用いた説明をさせていただき、その後にご審議をいただくという形式とさ

せていただきたいと思います。

以上、よろしくご了承いただければと思います。

それでは、よろしくお願いたします。

## **No.1 ミャンマー国郵便サービス能力向上プロジェクト業務実施契約**

委員：

まず最初の案件、第1番目「ミャンマー国郵便サービスの能力向上プロジェクト業務実施契約」なんですけれども、これについてお願いたします。それで、選定理由としては、私と委員が選定しているのですけれども、私は要するに「金額が大きいため。」ということでありまして、委員は、「契約金額の大きさ、それから金額の妥当性の検討・検証方法や、JPメディアダイレクトを本事業で特命とする理由（本事業を唯一委託できる日本郵政株式会社からの提案ということでしょうか?）」というようなことで選定されております。

まず委員のほうから、何かご質問があれば。

委員：

はい。2点、今委員のほうから話がありました、本件を株式会社日本郵政が唯一できるというのは分かるのですけれども、その子会社であるJPメディアダイレクトが唯一であるというのは、どういったかたちで検証されたのかなど。逆であれば何となく分かるのですが、JPが最初に来ているということ自体、ちょっと違和感がありましたので、特命性をどういうふうに理由付けたのかということ、それから、これは非常に特殊な案件かと思えますけれども、価格の妥当性の検証というのをどういうふうにしているのか。例えば、JPメディアダイレクトが他の国に対して同じような業務をしていて、それに対する対価が本件と遜色ないというような比較等がされているのであれば、そういったこともお伺いしたいと思います。

以上、価格の妥当性の話と、JPメディアダイレクトを特命とする理由についての2点、お伺いしたいと思います。

JICA：

今、ご質問がありました件につきましてなんですけれども、郵便業務は郵便法により、日本郵便株式会社が独占して実施することになっておりますので、その点についてはご理解いただいているかと思えます。今回、日本郵便とJPメディアダイレクトとのJVでありますけれども、JPメディアダイレクトのほうの主契約者であるということについてのご質問だと理解いたしました。

まず、その始めのところで、我が国の郵便事業の知識・経験は、日本郵便に蓄積されているということですので、まずは日本郵便株式会社に本件の実施について打診いたしました。そのところ、日本郵便株式会社のほうから、JPメディアダイレクトによる実施が適切であるということで、回答があった次第です。そのあたりの経緯につきましては案件概要シートのほうに詳しく書かせていただいておりますが、JPメディアダイレクトのほうは日本郵便株式会社の子会社で、日本郵便株式会社とともに郵便領域事業の事業開発と実施を

しているということで、同社が適切と判断した次第です。案件概要に書かれていることにつきましては同じ内容ですので、割愛させていただきます。

ちなみに、ミャンマーの先行案件、総務省が実施・発注している案件ですけれども、こちらについても JP メディアダイレクトが主契約者になって、日本郵便株式会社が共同企業体の構成員となって実施しています。また、JICA とは関係ありませんけれども、ロシアの郵便事業に対する協力についても、同じ形で JP メディアダイレクトが主（契約者）、日本郵便株式会社が従（契約者）という形で実施されておりますので、それについて特に問題はない、違和感はないということで契約を進めた次第です。

委員：

それを受けてですけど、二つあって、ロシアの案件をやっているとしたら、ロシアの案件を実施している価格があると思うんですけど、それと本件との比較について確認させていただく点と、それからこの郵便事業を実施できるのは、JP メディアダイレクトというのが唯一の子会社なのでしょうか？唯一だったとしたら普通に理解される話だし、複数あるのだったらどうということなのかというのは、説明が必要となります。

JICA：

もちろん日本郵便株式会社の子会社は、JP メディアダイレクトだけではなく。

委員：

本件を実施できる子会社ということですが。

JICA：

本件を実施できるという意味では、JP メディアダイレクトだけだと認識しております。

委員：

それはなにか検証されてですか？

JICA：

検証ですか？子会社が何社もたくさんあるものですから、全てについてできるかどうか検証は必ずしもしていないというのが正直なところですが、基本的には子会社は郵便事業のうちの一部で、システム開発だとかを担当する子会社が多いと認識しています。ですので、そういうところについては郵便事業全体を扱う、マーケティングとかそういった面での技術協力を行う会社としては相応しくないという認識をしております。その中で今回の JP メディアダイレクトは全体を扱える子会社というところで相応しいものと考えました。

JICA：

私も既に調達部に來ていたときにこの案件を扱っているのですが、日本郵便のいわゆるグループ会社の中での役割分担として、こういった海外の支援業務に関しては、JP メディアダイレクトがまとめて行うというのが、この日本郵便のグループとしての方針というか、関係会社間の役割だったという説明を受けたように記憶しております。

委員：

この業務、マーケティングの観点から、サービスを発展される業務については、ここの JP メディアダイレクトしか子会社として実施できるのではないという検証等は、されたとい

うことですか？

JICA：

はい。

JICA：

そもそもが、日本郵便に打診をした段階で、日本郵便がこの業務を検討するに際して、前提としてJPメディアダイレクトと共同企業体化してやるということ、むしろ日本郵便側からしていただいているのです。ですから、我々が他の子会社等を選択して競争状況を整えるというよりも、日本郵便が今回の協力について検討するに際しては、それを前提条件に考えてもらえればということがそもそもです。ですから、我々としては選択の余地というか、他のところと比べてここと組めないかという、そういう提案をする余地がなかったということです。

委員：

唯一言えるのは、JICAとしても検証されたほうがいいのか、要するにこれだけなのだねというのが、「まあ、そうですね」と。向こうが言っただけじゃなくて、これが唯一だったのが、調達部のほうで検証されているのであればいいと思うし、さっき言った価格の面で特命随契はそれなりに高くとまるので、それをどういうふうにコントロールするかとと言うと、他の類似案件との比較とか、そういうところを参考にされているかなと思ひまして質問しました。

JICA：

価格の面ですけれども、すみません。ロシアということと言及されましたけれども。

委員：

そちら（JICA）が言ったので、どちらでも。

JICA：

そうですね、先行案件としては、ミャンマーの2件と、あとロシアの1件があるのですけれども。すみません。ちょっとロシアについては、実は検証、確認しておりません。ただ、ミャンマーの2件については確認して、そのボリュームと申しますか、規模感を合わせてやっております。

委員：

最後ですけど、こういう案件が増えると思うので、価格をいろんな国との比較でやることと、それから子会社が指定されたときに、やっぱりJICAとしても、そこが唯一だということを別で検証されたほうが、特命でやるものですからよいのかなと思います。以上です。

委員：

ちょっと、私から追加の質問なのですが、これは日本郵便株式会社、後からも少し本格的に入りたいという形で加わってきたというような説明が、この概要シートに書いてありますけれども、これは実際に担当された方の名前を見ると、日本郵便の方が結構多いのですけれども。これは、例えばもしその日本郵便が、後から本格的に加わりたと言わなかったら、この構成員も変わったというようなことなのですか？それとも、それ

は別に関係なくて、建前上名前だけ入れたということなのですか？

JICA：

はい、そうですね、どちらかと言うとその後者、建前上の話かと認識しております。当初は、共同企業体ではなく補強という形で、JPメディアダイレクトに日本郵便の社員の方が入って、本件を実施するという建付けを考えていたのですけれども、日本郵便株式会社という名前を表に出す形で、共同企業体を組んで実施するという形に変わったということです。

委員：

このシートを拝見すると、JPメディアダイレクトなんかはマーケティングに専門性があるとかというふうに書いてあるのですけれども、実際には、ずいぶんマーケティングというよりも郵便のハンドリングの話になるので、どちらかと言うとなんか日本郵政が最初から入ってくるのが普通かなと思ったのですけれども、実際には最初から、もう実際の業務は日本郵政の方がやるという、そういう仕組みだったと思ってよろしいですか？

JICA：

はい。実質的には日本郵便の方の力が大きい案件だというふうに認識しています。

委員：

分かりました。

## No. 2 ジブチ国電力供給改善計画（その2）業務実施契約

委員：

それでは、次は、案件2番の議題になります。案件の2番は、「ジブチ国電力供給改善計画（その2）業務実施契約」というものです。

これは、委員が選定されたのですけれども、選定理由の説明をお願いいたします。

委員：

選定理由はここに書かせていただいておりますが、契約件名が「ジブチ国電力供給改善計画（その2）」となっている。その前に協力準備調査（その1）というのがある。

そこで、その実施で得られた基礎データ、需要予測等々のデータが成果品となっていないというのがどうしてなのかというところで、この随意契約理由を見る限りでは、その点が非常に引っかかったものですから、選びました。

それで、案件概要シートを拝見して、「ああ、なるほど、そういうことなのだ。」と概ね理解はできたのですが、おそらくポイントになるのは、この案件概要シートの項目の随意契約理由のところ書かれています「これらのデータは通常業務実施契約の成果品として位置付けることは困難な『高度に技術的な中間処理データ』であることから、協力準備調査（その1）の成果品とはされておらず、当該共同企業体のみが所有している。」こういう理由があつて、ちょっと通常の契約の成果品とするような代物ではありませんという、この中身をご説明いただけたらありがたいなと、そのようなことを思っています。

JICA：

本件ですけれども、ご指摘のとおり基本的には、第1次の協力準備調査に関わります、追加調査という形で実施しております。一番大きなところでございますけれども、先方政府から出されました新たな要望に応えまして、簡単に言いますと、「潮流解析」というシステムのシミュレーションをかけ直すというところでございます。この内容でございますけれども、コンピュータの中に、簡単に言ってしまうと、ジブチの電力系統を再現することでございます。その系統に、仮想の状況でございますけれども、事故もしくはある一定時刻におきます需要の状況、需給バランスなどのデータを入れまして、それでどこにどのような負荷がかかるか、すべての電力機器に対して安全が保たれているかなどについて、確認するものでございます。

ですので、そういうことからいきますと、「どこでどのような事故を起こすか？」とか、「どういった時間帯の電力バランスを見て安全性を取るか？」ということにつきましては、これはまさにノウハウの塊であります。

一方で、私どもが必要としているものにつきましては、どの時間帯、どのような事故が起こったとしても、該当する設備につきましては安全性が保たれているというところを確保することでございます。そういったことから通常ですけれども、こういったシミュレーションのプロセス状況の情報につきましては、成果品としては指定しておりません。それよりもどちらかと言うと、成果として出てきた数値に基づいての、仕様の正確さなどを求めておりますので、なかなかこのプロセスの状況であります潮流解析の途中データにつきましては、成果品として指定するのは難しいかなというふうに考えております。

委員：

基本的にはこの説明を拝見すると、その1の段階では予測していなかった追加調査が先方のほうで必要になって、イレギュラーに実施することになったという経緯と捉えてよろしいですね。

JICA：

さようでございます。先方から、新たな変電所の建設というものをスコープに含まれましたので、大規模な潮流解析の見直しが必要となりました。

委員：

分かりました。

委員：

この種の問題は、何度もここで議論させていただいて、私自身は、正直なところ納得はしてないのですが、何度も年度の繰り越しで課題になっていたものですから、私がある程度手を引いたといえますか、「総合判断」ということで総括していただいたと思います。

今の話を聞いていて、ちょっとまた疑問が噴き出してくるところがあつて、例えば、この案件シートの1ページ目の一番最後のところ、ジブチ側から別途進めていた他のドナー支援、クウェートの支援との調整の必要からということですね。言ってみれば、今のシミュレーションについても、調整をするということになるのですか。

JICA :

調整をするというとは？

委員 :

調整というのは、どういうことを言っているのですか？

2ページ目の2行目で、そのクウェート支援の事業との調整の必要性から、ゆくゆくその事業スコープを変更したいという要請があったわけですね？言ってみれば、外在的な事情に基づいて、もともとのプランニングを修正するというわけですね？

JICA :

そういうことでございます。

委員 :

そういうことになると、自らこの他のドナー支援との調整の過程で、この事業者が有していたシミュレーションのノウハウというものも、一定程度は提供したうえで調整をするということになるのではないですか？

JICA :

但し、基本的にここでのその各ドナーとの調整というのは、ちょっと意味合いが違うかなど。基本的に、シミュレーションをかけた今回のその受注者なのですけれども、基本的には全系統についてのモデリングをして、それでシミュレーションをかけていくと。それで、各ドナーとの支援とのところでは、その系統を誰がどこを支援するかという話でございます。そうすると、結局その電力系統としては、新たな追加運用すると、そのモデルに対して足していくというところがございますけれども。基本的には、ちょっとこのお金の割り振りの話と、それとその技術的なところというのはちょっと違うかなと思います。

委員 :

でも、そうやって切り分けをするにあたって、それこそ安全性とかの中身に立ち入って調整をする、切り分けをするということも当然あるわけですね。

JICA :

厳密に言うと、それはあると思います。

委員 :

だから、どういう調整をしているのか、その内容について JICA は把握しているのですか？

JICA :

対クウェートとの間、ジブチ側ということがございますけれども、今回につきましてはその調整はございませんでした。

委員 :

でも、場合によっては、今おっしゃるようなノウハウ的なものも含めて、調整をやっている可能性はあるわけですね？

JICA :

ノウハウ的なものを含めての調整ですか？

委員：

それこそ事業者同士が、これはもともと安全だと我々思っていたけど、他の事業と照らし合わせてみると安全とは言い切れない、シミュレーションのやり方を変更する必要があるかもしれない、そういう調整もありうるわけですよね？

JICA：

ゼロとは言い切れませんが、かなりレアケースだというふうに考えております。理由としましては、基本的にはシミュレーションの中には、ある一定のところの期間についての、その系統計画というのは入っております。そこでよっぽど、全くその想定外、かなり大規模な変更の伴うようなものが入ってきましたらば、そのシミュレーション自体をすべて見直さなければいけないというふうに考えております。今回につきましては、基本的に一箇所新設での変電所を入れるレベルの話でございますので、十分今までのシミュレーションに基づいてやるという形での調整準備だと考えております。

委員：

仮にそうだとして、先ほどの話に戻って、「シミュレーションの設定方法というのは、本当にノウハウと言えるのかどうか」という疑問に対して、誰がノウハウで開示しちゃ困って言っているのですか？

JICA：

これは基本的には受注されているところの電力会社さん、もしくはこういったシミュレーションを知らせている方のところにつきましては、結果につきましては開示をされておりますけれども、プロセスにつきましては開示をされておられません。

委員：

そりゃあ事業者としては、開示したくないって言うに決まっているわけですよ。だけど、果たしてそれが JICA との関係で、ノウハウとして企業が持ち続ける必要性があるかどうかです。

また同じこと繰り返しますけど、これ今回はうまくその 1 からその 2 に引き継がれたからいいですけど、前に、何かのトラブルがあって、第 1 のところで止まった案件があったと思います。そこでは、第 1 のところで止まって、第 2 段階に進めなくて、JICA がその事業者に無理にお願いしてデータを収集したという経緯があったはずですよ。そこでは第 1 段階でノウハウと言われるようなものを含めて、事業者が取得していたものを、JICA が無理に提供を求めたわけです。そういうこともあるわけですから、継続してやれるという保証はないわけで、だとするならば、一定の成果については、JICA が、ノウハウ的なことを含めて提供していただくというのが、本来の筋だと思うのですが、そのへんいかがですか？

堂々巡りなのですよ、同じことを何回も何回も聞いていて、その場限りの答えで全然改善にならなくて、こういう抽象的な説明で終わってしまうわけなのですよ。ですからこのへんの打開策について、皆さんがこれでしょうがないって思われるのなら結構ですけど、今のように委員会に上がってくるわけです。疑問があつて上がってくるわけですから、然るべき説明をしないと、我々も役割を果たしたことになるんじゃないのかなという思

いもあります。

JICA：

そういった、いわゆるその中間成果品的なものと言うのでしょうか、あるいはその受注者のノウハウに属するようなものに関して、委員がご指摘のとおりですね。例えば、その契約の当初段階で、あらかじめこういったものも提供してもらいますというふうに公示したうえで、我々に提供してもらうということは、可能性としてはもちろんありうるのだと思います。ただ、例えば今回のような、そういう解析のシミュレーションモデルというか、そういうものをあらかじめもう我々に渡してもらって、と、いうことを条件として設定するとすれば、当然応札する側からすると、そういうものをコストに載せてくる可能性もあると思います。

例えばですけれども、そういうものを実際に、最終的には相手方が使いこなせるような形で伝授してもらって、でも相手方の政府に渡してもらうところまでを、協力のスコープに入れるようなケースであれば、お金を出してでもそれを契約に含めて提供してもらう意味は、十分にあるのかなと考えますけれども、今回のようにある程度その結果としてのデータが分かれば、業務をやる上での目的が達成されるという場合には、提供してもらうことを必須としなければならないとまでは必ずしも言い切れないのかなというふうに考えております。

委員：

必須とは言い切れないから、こういうふうにやっているのでしょうか、事故はありうるわけです。なおかつ、こういつて国費を投入して、JICAの事業としてやっていて、もともと企業としてもそれなりのノウハウはあるのでしょうか、それを元にどんどん情報やノウハウを蓄積していくわけです。それを、JICAなり日本の国全体として吸収しえないというのは、国民全体として納得しない可能性はあると思うのですね。先ほどのようなアクシデントに備えるという意味を込めて、もう少し対応を考えていただいたほうがいいのではないのかと思います。

例えば、この中間処理データをJICAが使えるようになるとは思いませんけど、類似の事業者が使えるようにするために、どれだけのコストがかかるのかというのは、一応説明を求めてもいいんだと思うのです。

そのうえで、どういう意味でノウハウなのか、と伺いたい。たとえば、独法の情報公開制度でノウハウと言えるような、企業の競争上の地位を害すると言える程度のノウハウなのかという立証をしていただいたほうがいいんじゃないのかなと思うんですね。情報公開制度にいうノウハウであったとしても、かりにJICAが取得した場合でも、開示されないわけですし。

だからこの二つは、少なくとも確認していただいたほうがいいんじゃないか。ノウハウについては、JICAが立証されるのか事業者が立証されるのか分かりませしコストについては、事業者に金額を聞けば、どんどん金額上げてくるに決まっていますけど、一応聞いてみたい思いはありますが、いかがですか？

JICA :

確かにこの場でも繰り返しご指摘を受けているところがございますので。これは一言で「ノウハウ」と言っても、やっぱり分野ごとにどういうものがそれに該当するかというのは様々だと思いますので、少し各事業部のほうと、こういったものとして想定されるものを、今回のシミュレーションモデルがどういったものがあって、そういうものの開示を求めていくことの可能性なり、そういうことについてうちの関係部署にも少し情報を集めたうえで整理をしてみたいというふうに思います。

委員 :

ほかにご質問がなければ、本件については、こういう突発的な理由と言うことで確認させていただきました。委員からのご指摘の件は、ご検討いただければと思います。

### **No. 3 2016年度 JICA 横浜開発教育支援業務(教師海外研修及び開発教育教員セミナー)**

委員 :

次、3番目の案件、「2016年度 JICA 横浜開発協力支援業務(教師海外研修、開発教育セミナー)」の案件についてです。

まず、これを選定したのは委員なのですが、委員のほうから選定理由の説明と、ご質問があれば。

委員 :

これは最終的に不調に終わって再入札が困難という局面になりましたということで、一応その不調となった理由と、あと講ずべき対策ということでお願いしたのですが、ちょうど2017年度については、3年間の複数年度契約関連業務を追加したということで、3者の応札があるということで特命は避けられました。ということで、要するに改善した点について、お聞かせいただければと思います。

JICA :

改善した点は基本的には参入を増やすために業務の規模を大きくしたということと、3年間の複数年度契約としたということで、安定性と予見性を高めたということです。規模のほうは関連の教員向けの研修で新たに実施する必要があった研修を2件追加いたしました。以上です。

委員 :

もともと不調となった理由についてもお願いします。

JICA :

当初不調となった理由は、本件業務は業務統括と担当の2名体制で行う想定でしておりましたが、業務統括者の業務量に関する見解で折り合いがつかなかったということになります。我々は業務統括者は全体管理のみを行うということを想定しておりましたが、応札者は全体管理のみならず個別業務にも関わる必要があるとの見解でした。実施効果を高めるために、各セミナーや海外研修で気づきを与えて学びを深める必要があり、開発教育の専門的な知識と実施経験を持つ、そういう総括の方の関わりがぜひ必要ということで折

り合わなかったということです。

委員：

こういう不調に終わるっていうことは、こちらに限らずまああることだと思いますけれども、今回の例えば安定性・予見性を高めたとか、そういった面を改善することによって、次回は応札者がいっぱい出るということもあると分かりましたので、是非ともできるだけ不調とならないように改善をしていただきたい。他の案件についてもしていただきたいと思います。以上です。

委員：

私から質問ですけども、これ不調であったというのは、先ほどちょっとご説明ありました統括者の位置づけが、うちのほうは連絡係でそんなに時間使わないというような想定だったんですけども、受注者のほうとしては統括者も相当時間を使わないとうまく回っていかないというようなことで考えておられたと思うのです。結局、向こうが言うておられるような考え方で、この随契を結んだと思うのですが、この新しく次回というか、この後の分についてはそこら辺の見直しはどのように考えておられるのですか。いわゆる統括者の位置づけというのは、今回のようにやはり統括者の方もしっかり時間使わなきゃできないというような作業というふうに認識されたのか、そうではなくて、やはり統括の方は連絡係で済むのだというような位置づけなのではないでしょうか。ちょっとそこらへんを教えていただければと思います。

JICA：

はい、業務統括者の方にそういう業務をやっていただくということで効果を高める成果はあったと認識しています。ただ、2017年度からのこの3年度の新たな契約においては、予算の制約等もありまして、当初、当方のほうで想定して積み上げた業務の中には業務統括者が担当する業務に入れなかった業務もあります。

委員：

分かりました。

委員：

2ページの4.の特命随意契約の理由で、総合評価落札方式による一般競争入札で、A社は技術審査で不合格となり、と書いてあるのですが、ちょっと私この契約は知らないのですが、技術札と価格札は同時に入っているのか？それとも、技術審査を終わってこのA社が技術審査で落ちて要するに「JOCAしか札を入れられません。」という状況が分かってやったのかが、確認したいと思いますが。

JICA：

技術審査の合格者だけが入札会に参加できるというルールになっておりますので、A社はこの段階で入札会への参加の資格は持ってなくて、JOCAのみで入札会を行いました。

委員：

分かりました。ほかの案件でP/Q(入札参加資格事前審査)と入札が一体化していて、(応札)相手がいる場合、入札にあたっては価格を下げるというような方式もあると思うので、

これが値するかどうかは分からないですけど、P/Q をわざわざやって落として1者にして価格を入れてもらうと、当然向こうは高目に張るのではないかなと思います。shadow competitor でもいいのですけど、例えば技術札と価格札を同時に出せば competitor がいる中で価格を下げて出すっていうこともあるのではないかなと思ったので、ちょっと質問しました。これがその方式に値するかどうかは分かんないのですけど、そういうのも考えているかなと思って、質問した次第です。回答を求めているわけではないので、一応コメントです。

委員：

何か質問は？なければ、本件についての背景は理解しておりまして、今後の契約については3者の応札があり、JOCA 以外と契約したということでありまして、安定性とか予見性を高めることによって、競争入札ができるという、一つの例示ということに理解させていただきます。どうもありがとうございました。

#### **No.4 エジプト国基礎教育分野に係る情報収集・確認調査（その2）業務実施契約**

委員：

次は4番目の案件に行きたいと思います。

これは「エジプト国基礎教育分野に係る情報収集・確認調査（その2）業務実施契約」というものであります。これは委員からの案件です。

委員：

変則的な事態なのかなというふうに拝見はしましたけれども、要するに技術協力プロジェクトを今後やろうとしていたのに、向こうが独自に事業をやり始めたということのようなのですが、こういうことはよくあるのですか？

JICA：

よくあるとは言えないと思います。まさに緊急事態と言いますか、またその前に技術協力を始める前に先方が突然始めたということに加えて、技術協力の準備をしていたのですけれども、それに先立ちまして先方と日本側でドキュメントを結ぶのですが、そのドキュメントのいわゆる必須の文言のところエジプト側が、ややちょっと政治的な背景もありそのドキュメントがちょっと結べないということを出しました。そして、技術協力の準備をしていたのですけども、それで開始が遅れたというようなことがございます。

その間に起こった状況でございました。ですので、しばしばあるということではないというふうに思います。

委員：

政治的な背景というのは？

JICA：

政治的と言いますか、言葉の使い方がよろしくなかったかもしれませんが、ドキュメントをお互いに結ぶときに日本側と相手側で「腐敗防止」の条項を通常入れるものなのですが、そこに対してこの技術協力の主体となる省庁は問題じゃなかったのですけども、先

方の国内での手続きの流れがあつて、その時に技術協力の相手側の省庁から、いわゆる内務省ですとか外務省ですとかそういったところにそのドキュメントが合議のような形で行ったときに、少し国内で検討の意見が出て、それで半年ぐらいスタックをしたというような状況がございました。

その中で技術協力の先方側、直接の省庁はすぐに事業を進めたいという気持ちがあつて、もう自分たちの解釈で進めてしまおうというところが発生したということです。

委員：

で、円借款事業としては行うと？

JICA：

円借款ではなくて、この事業が遅れていたのは技術協力のほうでございまして、話題になっている調査の中で円借款のほうもそうですし技術協力のほうもそうですが、必要な条項をその調査の中で情報を集めようというのが先行していた調査目的でした。

委員：

じゃあ円借款の案件っていうのは、特に関係はない。

JICA：

はい、切り離しています。

委員：

ああ、そうなのですか。

JICA：

はい、そのときとは関係がないです。関係ないと言いますか、もちろん全体としては関連はございます。つまり円借款を活用して、必要なちょっとした道具でありますとか、あるいは学校を整備して、その学校にいわゆる特別活動というのを入れていこうという考えがありましたので、もちろん全てリンクはしております。

委員：

ただ、この技術協力プロジェクトが無くなったという部分と円借款のプロジェクトとは別だということですね？

JICA：

そうですね、後者が整うのはもっと別のタイミングと言いますか、その後のタイミングです。

委員：

ということになると、ちょっと私の素朴なイメージだと、なんかこんな継続調査って言ってもいいのですか、こういった確認調査というものが余計なおせっかいのような気がするのですけれども、向こうが自分でやりたいと言っているわけですよね？

それに対してなんで後々まで口を出さなきゃいけないのか？

JICA：

もちろん先方が望んできたのは特別活動というものをきちんと入れることで、日本がやっている学科の教育だけではなくて、しつけですとか学校の中で行われるそういったもの

をきちんと入れて行きたいという気持ちが大きくあったのです。けれども、先方がやると言い出して、もしそれが完全に内容を違えずにできるのであれば、おっしゃる通りこちらが手を出す必要はなかったと思いますが、実際に彼らがどういうふうに解釈していたかという、まったく別の教育内容と混同して理解をしていたり、あるいは例えば特別活動の中では生徒たちの自主性をきちんと引き出していくような活動を非常に重要視してやっていますけれども、そうではなくてエジプト側でよくやられている先生が「あしなさい、こうしなさい」というのを特別活動の中でももっと細かく指示して進めてしまうようなところが見受けられました。それを日本でやっている特別活動だということで、広げられると、それは本来エジプト側が望まれていたことでもないということもあって、ご一緒にしましょうということなのです。

もちろんエジプト側はいらないとは言っていない。一緒にやりたいので、技術協力をやりましょうと言っていたのが、相手は教育長ですけども、その気持ちとはまた別の内務省ですとか、そちら側の検討によってドキュメントが遅れていたということだけでありますので、先方がやりたいと言っていた気持ちは変わらないです。そして、始めようとした現場にいた人たちが必ずしもきちんと解釈をしてやれているかという、それは当然できませんので、それを日本式という名前の元に突然百校とかで広がるというのはよろしくないということです。

委員：

そうですか。では、内務省系の方の思いが横槍で入ったけれども、実態としては、文科省系の方と言うのですか、その方の期待していた事業が技術協力という形は取らないにしても、今回のような形で実質は保たれているという、そういう理解でよろしいですか？

JICA：

もちろん完璧ではないのですが、早速始めたいというときに、では我々のスタートはまだですのでどうぞとなっていたら、おそらく正しいことはやっていけなかったと思いますので、そこについてはやはり横で一緒にすることで誤ったことがいきなり進んでいくということはないと思って。ただ、申し上げておきたいのは、ここで技術協力を完全に進めるというのではなくて、もともとの調査でもそうだったのですが、最初にどうやればエジプトの中でうまくその特別活動がいくかということで、2校なのですが非常に絞った中で、パイロット活動をやりました。

そのパイロット活動をやることで実際にエジプトの中ではどのように適応したらいいのかですとか、先ほど申し上げたような先生方が一方的に指示するようになっちゃって間違ったやり方が始まってしまったりという、いろいろと現状を把握してそれを次の技術協力の中味に組み立てるといような調査をしていたのですね。ですので、その次の急遽一緒にするということも当然そのパイロット活動をやって、その中で必要な得られた教訓等を次の授業に入れていくという形でしたのと、あとエジプト側も早くやりたいというお話でしたので、パイロット活動のサイトは増えました。

委員：

ちょっといいですか。

今技術協力はもうしないのだからというようにお話で進んでいるように聞いていたのですが、そうではなくて、技術協力はするのですか？

JICA：

するのです。もう始まりました。

委員：

する間を放っておくと変な方に行っちゃうので、そこをなんとかこう面倒を見ようというのが、これですよね？

JICA：

はい、簡単に非常に単純化して申し上げると、そのように申し上げられます。

委員：

だから、当初と形は違うけど、実質は同じということがポイントだということによろしいですね。

JICA：

はい、調査についてはそうですが、どこが違うかと言いますと、パイロット活動のパイロット地域が増えた。もともとやっていたところだけではないところを始めたということがありますのと、あとやはり同じことをやるということよりもやはり進んでおりまして、特別活動の内容を加えました。最初の調査ではもっと絞った形で調査をしておりましたが、次の段階では内容を加えております。

委員：

ということで、形式は違うけれども、実質はより補強されたという前提で、それはしっかりと言質を取ったということにさせていただいて、だとすれば、当初予定した技術協力のプロジェクトよりもより大きな成果が出て然るべきだということになってよろしいですね。実質は同じで、なおかつ内容を濃くしたというわけですから。

JICA：

内容を濃くしたという、おっしゃった意味は？

委員：

だから、パイロットの数を増やすとかね。

JICA：

いや、パイロットの数は技協が始まった技術協力の中で、そのパイロットをしておりました。今回は調査の中でパイロットを相手が早目にもう始めますとおっしゃって、独自の解釈で始めそうでありましたので、そのパイロットの数はその前の調査段階で着手をしたという意味です。

JICA：

この情報収集確認調査というのは、いわゆる技術協力本体が始まる前のいろんな下準備と言いますか、そのための調査部分でございますので、今、JICAのほうから説明させていただいたのは、この情報収集確認調査の後、実際に技術協力プロジェクトそのものが始ま

ったときの状況ということでもいいのですかね。

委員：

あくまで下準備というイメージですかね。

JICA：

そうです。下準備ですが、先ほど申し上げたように、もともとはきちんと本体のプロジェクトを始めようとしていたけれども、その始まりが先方様の国内的な事情によって後ろになっていたにも関わらず、相手が少しでも早く学校の活動を始めるというふうに言っていて、それを見ているとやや見守りを要するような形で始めてしまうようなところが懸念されましたので、急遽調査の形を取ってご一緒にやるパイロット活動をさらに継続したということです。で、その数を同じところで2校でやるわけではなくて、ほかの学校にも進めたという形になります。

委員：

かなり実体に入った話なんで、そういった準備とか調査とかと明確に区別できるのかなという感じもするので、成果ということに拘ったのですが、もう一つ、私かなり前から疑問なのは、日本式教育というものが果たしてどれだけ特殊性があるのか。JICAとして拘っているのはよく分かりますけれども、生徒の自主性とか云々なんていうのは日本でも言われていることでしょう。文科省の指導要領などがあってもブレるわけですから、ここでもそんなに違いがあるのか、その違いについて果たしておせっかいをやく必要があるのか、というのが素朴な疑問ではあります。

いずれにしてもどのタイミングかはともかくとして一定の成果が求められるはずですので、日本式教育というものの定着度についての明確な検証があって然るべきだということも申し上げておきたいと思います。以上です。

委員：

契約の観点からなのですけど、これ先行調査を実施した会社が一本体の技プロにまた入札をしたということですか？

JICA：

はい、しました。

委員：

そうすると、この先行している調査を実施している会社が非常に優位性が高いと思うのですが、これ以外にもほかの他者が出てきて応札になったということがあったのか？というのと、これ（先行調査）が本体のスコープを決めていないということだと思のですが、そこはどういうふうに担保されたのでしょうか？

JICA：

はい、そこについては我々も考えていました。本件は特命随意契約でやっていたけれども、次の技プロをやるときにはいずれにしても突然やるということはもちろん想定しませんでしたから、プロポーザル方式で公示するということは考えてやっていました。そして、その中できちんとこちらがキーワードを考えませんと応札者を制限してしまうこと

になりますので、中に、日本式教育の経験、というキーワードだと、「それはありませんからほかのところで」ではなくて、こちらがその他の点で加点ができるところ「教育行政」、それから「学校運営」、こういった基礎教育での様々な経験をきちんと出して頂いて、評価ができる、という形の、プロポーザルの採点ですね、そのような形でやりました。

結果ですけれども、この調査を取ったところと、その他の教育をよく受けてくださっているところの開発系のコンサルタントはJVで出てきました。そして、応募者はその1者だけです。

委員：

JVで1者？

JICA：

1者でした、はい。ただ、単体ではありませんでした。

委員：

分かりました。今の議論も含めてですけど、なんか（先行調査が）予備フェーズみたいな感じなので、本体フェーズを含んだ形で予備フェーズのときから競争入札して、その後は連続性があるっていうふうな形でもよかったのかなとちょっと思いました。結果論なので、それはそれでしょうがないのかなと思いますけど。

JICA：

予備フェーズというのは、この、今特命随意契にしているもののでしょうか？

委員：

いや、最初のその調査も含めて、最初から、パイロットとおっしゃっていましたが、プロジェクトフェーズがまずフェーズ1（パイロットフェーズ）があつて、その後に同じところと継続してもおかしくないという形もあるのかなというふうにちょっと聞いたものですから、競争性があつたというのだったらそれはそれで競争されているので。

JICA：

競争性ができるように入れたということです。

JICA：

その2は今回特命でやっていますが、おそらくその1については通常の公示の形で競争をした上での。

委員：

そうなのだけれども、その1とその2をやったのは本体に対して非常に優位性が高いのではないかなと思ったので、それをどういう風に競争性を担保されるのかで言ったら、違う部分も入れて他も入札できるようにされたというのを聞いたので、そこは安心しました。ただ、これ結構シリーズものだから、やっぱり最初から取った社が、かなり優位性が高いという前提で契約も進めるっていうこともあつたのかなと思って、ちょっとそれはコメントしました。

## No.5 エジプト国エジプト日本科学技術大学プロジェクトフェーズ2

- ①材料工学、化学・石油化学工学専攻支援業務実施契約
- ②エネルギー資源工学・環境工学専攻支援業務実施契約
- ③コンピュータ・情報工学、メカトロ・ロボティクス工学専攻支援業務実施契約
- ④電子通信工学専攻支援（第4・5年目）業務実施契約
- ⑤経営工学専攻支援業務実施契約

委員：

じゃあ次5番目の案件で、「エジプト国エジプト日本科学技術大学プロジェクトフェーズ2」ということで、それはちょっと事前にご説明いただけるということですが、お願いします。

JICA：

案件の概要をまず簡単に説明せよということでありました。ごく簡単に、お手元にポンチ絵が出ておりますので、そのポンチ絵の一番上の案件概要というところがこの案件のごく簡単な説明になっております。ちょっと加えながら申し上げますと、2008年当時にその当時のエジプトの大統領でいらっしゃったムバラク大統領が、是非日本に工学系の大学、工学部を中心とした科学技術系の大学の支援をしてほしいということが日本に対して寄せられたというのが背景にあります。

当時エジプトでは大学進学者もすごく増えておりましたけれども、ただ、その内容と言いますとやはり文系が多かったりでありますとか、文系理系に関わらず大勢の学生さんが大きな教室に入って一斉に授業を受けるというようなことがあり、大学を増やして大学生を増やして大学生が働くようになっているけれども、実際に社会に出てその社会が必要としている人材ができているのだろうかという問題意識の元に日本への協力依頼がありました。ぜひ日本がやっているような少人数で、また研究を中心とした社会に出て実践的な役に立つ人たちを作ってほしいというようなご要請がありまして始まったものです。

ですので、まさしくなんにもないところから大学を作るというようなことをしてきたプロジェクトという形になります。以上が説明です。

委員：

三つほどありますけれども、これフェーズ2なので、フェーズ1で各大学と契約した形と、フェーズ2で契約した形は同じ考え方でやっているのかということと、この1から5まで契約があるのですが、これは全て同じ考え方でやっているのかと。

JICA：

はい。

委員：

もう一つこれはここには出てきていませんけど、日越大学っていう巨大なプロジェクトがあって、ここでも議論しましたが、それとこれは同じ考え方でやっているか。もし三つとも同じであれば、この大学連携の一つのパターンとして考えられるのではないかと、いう趣旨で質問させていただきました。

JICA：

1、2、3三つにご質問ありましたが、ひとくくりでお答してしまいますとほぼ同じ考え方だというふうに言えますが、より厳密に申し上げますと、フェーズ1でやっておりました形とフェーズ2での契約の形は実は委託と業務実施の形という、ややちょっと違う形があるのですが、契約全体の考え方だと思いますけれども、これは調達の方から、これから委託するときには業務実施の形でまとめてくださいということがあって、ややちょっとこの言葉の違いになりますけれども、正確に申せばそういった委託契約という形態を取るか業務実施契約という形態を取るかっていう違いはございますが、考え方としては概ね同じ考え方でやっています。

で、①から⑤各大学ごとにあるいは専攻ごとにと同じような考え方で、単価ですとか、そういったものを必要なものの積み上げかたは同じ考え方でやっています。また、日越大学もほぼ同じような考え方でやっております。

これが三つのお答えですが、最後に一つであるならば、まとめてできるのではないかと？  
委員：

いえ、まとめてじゃなくて、これが一つの方式として考えられるのではないかと。それで、一つのコアは専攻大学を選定しているのがJICAではなくて政府として各省の入った上で専攻大学を見えています。それから、新規参入について閉ざしていませんというのが、契約上は味噌なのかなということで、そういう方式があるというのを明確に言ってもいいのかなと思った次第です。

JICA：

それについては一つの考え方だと思いますが、ちょっと契約と離れたところで、どのように案件を作っていくか、どのように日本のアクターと結んでいくかということのお話になっていると思います。

それで、ごく大雑把に申し上げますと似たようなやり方ではありますけれども、しかしながら、大学協力案件っていうのも、やや変則的で非なるものもあるんですね。

そうしますと、それらをちょっと振り返ってみますと、必ずしも同じ形では進められないというのがございます。というのは、案件の最初の成り立ち、それから、そこに関わってきた積み上げ方ですとか、そういったことも微妙にやはり考えていかなければならない。あと、相手側の意志がどうであるかということもあります。それから、今回は民間の方に委託するようなコースが今はないですけども、ものによってはそういったものが出てくる場合もございますので、やはり千差万別だと思っております。

委員：

私の申し上げたのは、その三つにおいて共通点を挙げるとしたら、専攻大学を選考するに当たっては、JICAだけでなく政府(機関も入った上で)でも決めているということと、それから、新規参入についても吸収できるシステムがあると。その二点は三つのフェーズまた日越とも共通しているのではないかとということですが？

JICA：

はい、その通りだと思います。他方で、関わっているアクターのその関わり方によって

は、新規参入をどこまでこう柔軟にするかというのも、やはり関わっている方々とのやはり綿密な摺合せ、誤解のないやりとりということが必要になるかと思えます。もしかすると、違うパターンが出る可能性がないとも言えないと思えます。

分かりません、それは限定はできないという意味で。

委員：

もちろん、今から決めろと言っているのではなくて、三つがそうですねと、一応。

JICA：

はい、大きくは同じような形でしております。

委員：

関連の質問なのですが、このプロジェクトは最初12の国内の大学を集めて、そこから、その分野ごとに専攻幹事大学を選んだということなのですが、実質的にエジプトに人が行って、作業をするっていうのはほとんどこの専攻幹事大学だけなのですか。

JICA：

はい、おっしゃるとおりです。

委員：

で、ここに12のうち残った大学っていうのは、なんていうかちょっと助けるために人を出すとか、そんなような位置づけになっているのですか？

JICA：

そうですね。ややちょっと違うところもあるのですが、ほんの少し大学からも一人がある専攻に入ってくださっていたりとか、そういったような関わり方、あるいは日本側に何かを受けていただくときに助けていただいているとかそういった形でありまして、いわゆる専攻幹事大学はトータルでその研究科がきちんと関わり、もうたくさんの学生さんたくさんの研究項目がありますので、1対1では無理ですよね。ですので、きちんと科で関わっているということと、あとやはり科だけでは閉じられないときにいろいろなネットワークでもってより適切な方を呼んできたりしています。

ですから、別の大学の方が入ることももちろんございますけども、非常にコアとなってしっかりと見ていただいているのが専攻幹事大学で、もちろん行き来してくださる先生も必然的にそこからの方が多くなっていると、そんな感じです。

委員：

専攻幹事大学の新規参入によっては、非常に難しいハードルが高い作業なのかなという気はするのです。

JICA：

専攻幹事になるという意味ですね？

委員：

ええ。

JICA：

ハードルが高いという意味では、なりたいのハードルが高いかという意味になります

と、そういうわけではないのですけど。なれるかという、非常にご負担の高い、大変なお仕事を本当に助けていただいているものですし。やはりゼロから大学をつくるとなると、学校の中のいろんな規則から、全部この給与テーブルどうするのだとか、先生方のジョブディスクリプションをどうするのだとか、いろんなことがすべて、そういった規定から全部丁寧に検討してきたという歴史があり、そういったことをいろいろな問題点も踏まえて、その積み上げの基にやっていくことが、いきなり入ってくる方々にできるかという、そんなに簡単なことではないのではないかと思います。

委員：

ちょっとこの資料を事前に拝見したのですけれども、各大学によって、一人の方をずっと長く貼り付けたり、複数の方を少し中期間で働かせたり、いろんなやり方があるみたいですが、これは基本的に専攻大学のほうでこうしたいというのを決めて、JICA がそれにOKを出しているかたちですね。

JICA：

はい、まさしくそのとおりです。

委員：

JICA がリードして、こうしたいというものでは？

JICA：

いえ、違います。学生さんですとか、先方の教員の方々とのテーマですとか。あと、どういった方が日本から行けるかということの組み合わせになりますので、こちらが、この方でなければ困るとか、そういったことひとつひとつを指定することはございません。

委員：

もう一つ細かい質問なのですけれども。旅費の明細を拝見していたら、大学ごとによって、ビジネスクラスの予算の額が違うのです。これはどういうことなのですか？

JICA：

専攻幹事大学がエージェントから契約時に見積をとるのですけれども、そのエージェントの見積に少し価格の差がございました。

委員：

実際に使う飛行機賃というのは、ここに出ている一律の金額とは、たぶん違うと思うのです。これは実費精算ですか？

JICA：

はい、実費精算です。

委員：

じゃあ、ここに書いてある分は、ある意味ではあんまり、これでもいいっていうふうになるのでしょうか？

JICA：

予算として取っております。

委員：

予算として取るには取るけれども、でも実際には、使った飛行機の代金を。

JICA：

精算します、はい。

JICA：

ビジネスクラスの利用の可否というのはルールがございまして、実際にそこまでの、いわゆる飛行機に乗っている時間帯とか、実際に行っていただく方のいわゆる格付、つまり、年齢とか卒業後年数とか、そういったものに応じて決まっております。その中であらかじめビジネスクラスの利用の可能な方と、そうじゃない方という名前を出しております。

委員：

そうすると、行きはビジネスで帰りはエコノミーで、往復ともエコノミーでとか、なんかそういう分け方をしておられるみたいで。

私がお質問したのは、例えば東工大のビジネスクラスは75万円ぐらいで、九州大学は82万の予算を立てているので、これはどういうことかなという単純に疑問をもっていただけで、実費精算であればね。

JICA：

はい、実費精算です。で、九州大学と東工大の差は、福岡空港も入りますので。九州大学は福岡から東京に行ってから、ドーハに行つて経由しますので、少しお値段が高めになっているかなと。

あと、もう一つ往路と復路でビジネスとエコノミーが異なりますのは、先ほど調達部長から説明があったように、搭乗時間の関係で、航空券のクラス分けがちょうど境になる方がいらっしゃるしまして、行きは所定時間を越えるのですけれども、帰りは越えないとか、そういうことで片方はビジネスクラス、片方はエコノミーというかたちになっております。

委員：

基本的には、大学のほうの判断にお任せしているというわけですか。

JICA：

いえ、こちら（JICA）のルールで決められていて、それに従っていただいております。

委員：

委員長の言ったことと同じですけれども、各大学の提案によって **Man/Month** とか、派遣の人数が決められと言うのはよく分かるのですけれども、やっぱり内容の質の確認であるとか、価格の妥当性、その横並び、それは何らかのかたちで見ている、JICA だけではなくて委員会でもいいのですけれども、そこはそういう解釈でよろしいです？

JICA：

はい、もちろんそうです。何号の人がどれだけ行つていただいているかということもそうですし、その結果はきちんと月報。それからもちろん現地に、どうやってどなたが行つていらっしゃるかというのは分かっていますので、そこはきちんと確認しております。

委員：

横並びを含めて、難しいのでしょうけれども、質の確保と価格の妥当性というのを必ず組織的にちゃんとやっていると思っていますが、(今後も) やってほしいなと思います。

JICA :

はい。

委員 :

ほかにご質問は？じゃあ、この件については以上にしたいと思います。

## No.6 SARA Fund 訴訟対応及び税務調査に係る弁護士事務所雇用契約

委員 :

次は6番目の件で、「SARA Fund 訴訟対応及び税務調査に係る弁護士事務所雇用契約」という案件です。

この件を選んだのは私なのですが、金額が非常に小さくて、法律事務所に頼むということで、随契にするというのは別に特に違和感はないというか、普通であるかなと思うのですが、これはJICAのインド事務所ですか。課税所得が出ているというふうに言われて、課税されようとしているということは、まだあるみたいで。あんまりそういうことはめずらしくないような気がしたのですが、どうしてかということと、それについて訴訟にまでなっているというので、その理由と、ちょっとそのバックグラウンドをお聞かせ願いたいと思います。

JICA :

分かりました。2点について申し上げます。

まずはこの事業でございますが、開発途上国の開発に資するために、私どものほうが投資事業というものをやっております、海外投融資事業の一つでございます。インドにおきまして、いわゆる中小企業といいますか、中堅企業の育成を支援するためのファンドがございまして、それに対して私どものほうが出資をしていた事業でございます。

で、私どものほうが出資をしていたファンドが、その出資金をその先の企業に2ステップとして貸し出したりとか、その他、融資・出資、さらに出資・融資をやっていたりとかしまして、その結果としてさまざまな利子ですとか、ないしはキャピタルゲインとかが発生しております、その部分に関しまして、インド政府として課税をするという話になっております。

もともとインド政府の制度といたしまして、そういった、いわゆるベンチャービジネス等を支援するための税制優遇措置がございまして、いわゆるそういったところに対するファンドについては、免税をするというような法になっているのですけれども、ただ、そこについての見解の相違がございまして。ダイレクトに出資をする場合は、それは、免税にするのだというインド政府からの見解と、私どものほうはファンドを通じてその先の企業に出資・融資をしているものですから、そのあたりで間接的なのか直接的なのかということのの違いで、その税制優遇措置が受けられるかどうかということが違ってきまして、そこで発生する利子等に関しまして、課税するかどうかで争っているというところなんです。

実際のところ、私どものほうとしましては、そういった優遇措置を受けられるということをご前提にしているのですけれども、一応、万が一訴訟で負けた場合に、さまざまな延滞金ですとか、そういったものが発生するものですから、一応税金を納めておまして、その上でそれを返してください、戻してくださいというところで、係争しているものでございます。

委員：

利益が出ているということは、出資しているけれども、それは出資先でこう利益が上がっているのです、そうすると、JICA の出したお金はそのまま何かおまけがついて戻ってくるというようなことでしょうか？

JICA：

そのとおりでございますね。例えば配当金なんかも入ってまいりますし、そういうようなかたちになってまいります。

委員：

これは JICA が、ファンドに一人を出したのではなくて、ほかの方と一緒に？

JICA：

はい、そのとおりですね。JICA だけじゃなくて、例えば B 機関という、国際開発金融機関ですとか、そういったものとジョイントで出しております。

委員：

ほかのその B 機関ですか、同じようなかたちで、この問題が起こっているということですか？

JICA：

すいません、そこまでちょっと承知していないのですけれども。

委員：

これで何か、税金で取られる金額ってどれぐらいなのですか？

JICA：

結構多くございまして、今までとりあえず JICA のほうが納めている金額でございしますが、2,366 万 620 インドルピーでございまして。円に直しますと、たぶん 1.5 倍ぐらいの金額になるでしょうか。

委員：

PDS Legal を使って裁判をしているのですけど、勝てる見込みはあるのでしょうか？

JICA：

インドでの税金に関する裁判の仕組みでございしますが、まずは、所得税裁判所となる下級裁判所があるみたいでして、まずはそこにと訴えるというところからでございます。今回はたまたまインド政府のほうから、抜き打ちでピックアップされている私どものほうが税金を納めるべきと、インド当局が主張している会計年度が 5 期分ぐらいでございます。実は 10 年以上にわたって係争してきているものですが、その 5 期分のうち、2016 年の 1 月の時点で、2 期分に関しては JICA が勝ちました。それで、残りの 3 期分につきましては、

まだ所得税裁判所でまだ係争中でございます。

ただ今回のこの契約は、まさにその次の話でございます、インドの法律に基づきますと、下級裁判所である所得税裁判所での争いにつきましては、必ずしも法律の専門家である必要がなくて、法律の資格のないものでも裁判に訴えることができるのですけれども、上級裁判所になりますと、法律の資格のあるものを代理人として立てた裁判じゃないと駄目だということになっております。今回のこの契約は、そういったために法律事務所のほうと契約をしているものでございます。

ですので、5期分あるうち、3期分につきましては、まだ所得税裁判所の中で係争中で、一度勝ちました2期分に関しましては、インド政府側のほうが上級裁判所に上訴する可能性があるということで、そのために契約を結びまして、法律事務所のほうからのサポートと言いますか、代理として法廷で闘っていただくための契約でございます。

委員：

この SARA Fund というのは、これは、インド政府の要請があったのではなくて、これは JICA が独自にやっているということですか？インド政府から要請があってやったところで、そこで裁判までいっているという、なんかちょっと、そこまでやらなくてもいいのではないかという気もするので。

JICA：

そうですね、往々にしてございますけれども、いわゆる税務当局というのと、実施機関というところでは、さまざまな見解が違ったりとかしまして、税務当局からは、例えば輸入関税を払えとか、そのようなことがあったりとかしまして。そのあたりは、政府が一つだからと言って、時としては実際のオペレーションの現場では、結構ちぐはぐなことが起こっているところもあるかと思えますけれども。

委員：

ほかにご質問は、ございませんか。やむを得ない事情があると理解しました。

## **No.7 Consulting Service for Empirical Study on the Promotion of Home Currency in Cambodia, Phase 2**

委員：

次は7番目、ローカルコンサルタントで、カンボジアの案件ですね。これは委員が選定されたものですね。

JICA：

簡単にどのような案件かご説明させていただいて、随契の理由をご説明させていただきます。

これは通常の技術協力プロジェクトとは、少し違う内容の事業でございます、JICA が行っている研究事業でございます。アカデミックなアウトプットを出していくのが目的の事業でございます。

これはカンボジアの脱ドル化についての研究をいたしておりまして、カンボジアの場合はご存知のように、経済が極端にドル化しておりまして、自国通貨がほとんどというか、あんまり通用していない国でございます。ただやはり、健全な経済運営のためには、自国の通貨を持って行くことが非常に重要であるので、長期的には政府としては脱ドル化を図って行って、自国の通貨の利用拡大を図っていききたいという政策がございますので、その政策の方向性に沿って、なぜドル化に依存する経済が起こっているのか、脱ドル化に伴うリスクがどういうところにあるのかというところをアカデミックに研究しようというものでございます。

この研究におきましては、まず、家計・企業・銀行・マイクロファイナンスの金融機関について、マイクロのデータをとっております。家計については約2,200、企業については800、15の商業銀行と12のマイクロ金融機関について、どのような通貨での貯蓄を持っているのか、どのような通貨で所得を得ているのか、どのような通貨で借入を行っているのか、通貨によってどのような指向を持っているのかということ、細かくデータで調べております。

今回はそのための第二次のデータを収集するための調査でございまして、既に一度第一次の調査として2014年の夏から翌年の夏にかけてデータをとっております。ほぼその数と同じ対象者について第二次のデータを2017年にとろうとしてございまして、そのための契約でございまして。

随意契約の理由としては、一つ目は人的なネットワークということを書いてございますが、この研究はJICAの研究所とカンボジアの中央銀行との共同研究として行っておりますので、JICAの研究所の研究員のみならず、カンボジアの中央銀行の研究者、もしくは職員が共同研究に入っております。彼らと第一次調査に携わった人たちとの人的なネットワークが相当築かれておりましたので、それを基に行っていったほうがより効率的に調査が行えるというのが1点目です。

2点目の理由は、調査の実施方法について書いておりますけれども、具体的には相当マイクロなデータをとりますときに、個人データをとっていくこととなりますので、第一次の個人データをとる段階で、データの用途については明確にインタビュー時に説明しております。第三者には開示しない、この研究のためだけに使うデータであることといったことを約束して、個人からの経営状況などについてのデータをとっております。このデータを持っているのは、第一次の調査でマイクロデータの収集に当たったBD Link Cambodiaという会社でございまして、そのデータを基にして第二次でもデータの収集をすることから、第二次のデータ収集でも同じコンサルタント会社にデータの収集を委託しているものでございます。

説明は以上です。

委員：

選ばせていただいた理由は、随意契約理由に書かれているところが、すべての案件に当てはまるような理由が書かれているので選ばせていただいたのですが、今のご説明を伺っ

て、何点か質問をさせていただきたいのですが、まず、フェーズ2での追跡調査というのは、フェーズ1の段階で当初から予定されていたものなののでしょうか？

JICA：

はい、予定されておりました。一次から三次までのデータをとることを想定しておりましたので、実は当初は3回分の調査をまとめた委託をするための選定をしております。ただ、第一次の調査を行いました段階で、第二次の調査に当たっては相当 Man/Month が異なっていく。具体的にはクオリティーコントロールを相当きちんとしないと、十分なデータのクオリティーが担保されないということが分かったものですから、第二次の調査においては調査の対象者、データをとる対象者は同じなのですけれども、それにかかる Man/Month が相当変わってくるということが分かりましたので、対象者は同じであるけれども、TOR（作業の内容）、それから金額も相当変わることが想定されたので、改めて契約を結ぶ行為を行ったということです。

委員：

それで、今のご説明にもありましたが、対象者に対してその取得した情報についても用途について説明し、第三者に不開示についても説明したとありますが、これは使用目的とか開示の範囲についての同意書を取っているのですか？

JICA：

基本的に、同意をしてもらって調査をします。そういう形をとっています。

委員：

そうすると、同意の範囲の問題ではないかと思うのですが、例えば、ここで調査した結果に基づいて統計的な処理をして、それを JICA であるとかカンボジア中央銀行が情報をシェアしますと。その JICA への提供も第三者提供の範囲に含まれるのか。そもそも提供する情報というのは、日本法的に言うと個人情報保護法的には第三者提供の禁止という個人情報保護の話になりますが、これは企業の情報も含まれているから、どういう情報についてどういう同意を取っているということなのか。

私はこの同意の取り方を工夫すれば、この問題を回避できるのではないかと考えているのでお伺いしているのですが、これは具体的にどういう内容について同意を取られていますか？

JICA：

基本的に今回の調査というのは、おっしゃるとおり範囲を特定すればということは想定されますけれども、結局、個人がどのぐらい所得を得ているのか、企業はどうかという話というのは、結果的に調査を受ける人にとっては、それがどういう形で漏洩するか。特に恐れるのは税当局とかに漏洩することをかなり心配いたします。

そういう意味で、もちろん特定するという点については、それでいけるという判断もありますけれども、それをしてしまうと協力が得にくくなってしまいうということもございます。

あと、追跡をするという形になりますと、おっしゃるとおり、個人の住所・番地・電話

番号・氏名というものは、詳細が分からないとなかなか追跡ができません。では、その部分は財務全体に関係ないから開示しますという形にした場合に、追跡することはできませんけれども、調査に協力した個人としてはそれを基にまたいろいろな税務調査などが入るのではないかということを心配いたします。

ですから、範囲を特定して開示をすればいいというのは、もちろん理屈が成り立ちますけれども、そうしてしまうと調査としては成立しにくくなるという形になりますので、今回の目的としては、調査というのは学術目的という形で整理し、それ以外、追跡調査をするために第三者に開示していくということは含まれないという形になります。

委員：

すみません。ちょっと今、質問と答えがかみ合っていないと思うのですが、どういう形で同意を取っているのですか？具体的に、この件で。

JICA：

基本的には、調査については一切外部には、中央銀行と JICA が研究目的で利用する以外は外部に開示しないと、そういう形になっています。

委員：

まず、中央銀行と JICA が研究目的で利用する以外というのは、これは目的の話なのですよね？

JICA：

はい。

委員：

そこで、JICA と中央銀行が得るデータというのは、どういうデータだということですか？そこでは第三者への開示というものが出てくると思うのですが、そのへんの具体的な中身というのは把握されていますか？

JICA：

はい。その質問票全体について網がかけられているという形になっています。

委員：

それで、網がかけられた結果、どの範囲の当事者にどういう情報が開示され、使用目的はどのような目的に限定しますということが書かれていると思いますが、その内容がどのようなものなのかを知りたいのです、具体的に本件について。

JICA：

基本的に回答の詳細を知っているのは、調査をしている BD Link、それからデータをそのまま、ローデータのまま扱う JICA と中央銀行、この3者に限られます。

委員：

そうすると、ローデータを JICA とカンボジア中央銀行が扱うというところまで了解を取っているわけですか？

JICA：

はい。

委員：

そうすると、例えば一例ですけれども、同意の取り方として、もともと追跡調査がフェーズ2、フェーズ3と予定されているのであれば、まず調査会社のBD link、それからそのデータを利用する JICA、カンボジア中央銀行、この範囲以外には開示しませんと。

それから、今後、もし追跡調査が必要となった場合に、JICA から委託を受けた業者、この業者が使用することについてもあらかじめ同意を取っておくと。つまり、BD Link というのは、JICA から委託を受けた一企業なのですよ？それは、フェーズ2でこの企業以外の業者には一切開示してくれるな、なんていうことは、あまりたぶん気にしないのではないかと思うのですね。同意の取り方というのはそういう取り方をすることがよくあって、つまり、追加調査をもしかするとほかの業者に頼むかもしれない、競争性を確保する上で頼むかもしれないと。その場合には JICA がきちんと守秘義務を負わせて、第三者に開示しないという厳格な守秘義務を負わせた上で、JICA が手足として使う調査だと。委託業務の手足として使う予定の委託先業者に開示することについてまで、第1回の調査で情報を収集するときに同意を取っておくという選択肢はあるのではないかと。

実際、日本の個人情報保護法でも、外部業者に委託する場合というのは、第三者提供の例外要件みたいなものがあるわけです。例えば宅配業者が、名簿業者に名簿を渡して発送するなんていう業務は、第三者提供の例外として法文が定めているわけで、そういうニーズというのは法律も想定しているし、情報を提供する側からすると、あまり抵抗がないのではないかと思うものですから。ちょっとこれを見ていると、最初の業者が持っている情報ですから、これ以外に使いませんのでと。いかにも、なるほどそうかと思ってしまうのですが、そんなのは最初の同意の取り方で、フェーズ2、フェーズ3で追加調査が予定されているのだったら、その同意の取り方、JICA が取った情報を、今度 JICA が調査をするけれども、フェーズ2はこの業者だから、この業者にこのへんまで提供するよというところまで同意を取っておくという選択肢はないのかなあと。

JICA：

方法としては確かにおっしゃられるとおり、ないわけではないと思うのですけれども、今回各個人、それから企業の金融状況を詳細に把握すると、非常に機微なテーマでもありまして、第一次の調査をする段階で、どこか分からないけれども将来委託をするかもしれない、JICA が使うかもしれない業者にこの情報を開示するというのは、非常にデータをとるには難しいだろうというような判断がございます。

あと、もう一つカンボジアの特殊性としては、住所・番地・氏名がきちんと特定されておりません。実際には、住所がないような地方が非常に多いものですから、調査員が各自工夫をしてメモしたりとかというようなもので住所が特定されている。もしくは、氏名も必ずしもきちんと戸籍制度が整っていない、もしくは登録されていないので、通称で名前が通っているような場合もあり、そのあたりがパネル調査をとっていく上で非常に難しくなっております。そういう意味では、全く別の会社に第一次の調査を持っているデータを整理させて移しても、これをもう一度トレースするのは大変難しいことになりまして、も

もちろんすべて同じ調査員が参加するわけではないのですが、同じ会社であればある程度調査管理システムが同じですので次の調査に使うことも想定して整理しておいて追跡データを使ってくれるのです。全く違う会社に調査を移すと、カンボジアの地方での追跡調査は非常に難しくなるだろうという判断がございました。

委員：

今の答えからすると、一般論として私が申し上げたようなことはありうるけれども、本件に関しては取得する情報が極めて機微な情報だということと、カンボジアの特殊性から本件に関しては難しいと、こういうことでしょうか？

JICA：

はい、そうでございます。

委員：

分かりました。

委員：

すみません。対象家計・企業の所在地情報というのは、要するにカンボジア中央銀行とJICAは、その所在地情報を持っていないということでもいいですか？

JICA：

結果は入手はしております。ただ、正確な番地ですとかが、十分整備されていないようなところもありますので、それだけで本当にきちんとたどり着けるかどうか。というのは、番地等記録としては入手しておりますけれども、それと併せて第一次の調査をした BD Link が補完的な情報を、例えば手書きの地図とかメモといったようなもの、追跡を想定して彼ら自身が保管して持っている情報があると思われまます。

委員：

逆に言えば、要するに地域的なカンボジアの特殊性。今、委員がおっしゃったような、やはりそれが阻害して。だから、それがなければ、逆に BD Link に頼まなければいけないということはないか？特命でなくても競争性は確保できるという意味でいいのでしょうか？

JICA：

ただ、学術的な調査の場合、大変機微な個人的な情報をとること、それを開示するという前提で調査を行い、例えば宅配業者が別の宅配業者に配達先の情報を使わせるというような形で情報をとることはほとんどないと思いますので、基本的にはデータをとる研究者のみが使用するという前提でデータをとるのが非常に一般的だと思うものですから、第三者を使ってデータを追跡調査する可能性があるという前提でデータをとるということは、アカデミックなやり方としてはあまりないのではないかとというのが私の個人的な印象でございますけれども。

JICA：

そうですね、特に質問の中身としては、各家計、あるいは企業について、営業収入の内訳ですとか借入金、あるいは今持っている資産残高、それは家計で言えば、土地の値段、土地を買ったときにドル建てなのか、現地通貨建てか、それをすべて聞きます。大体1時

間半ぐらいかけて詳しく全部調べます。

ですから、そういう状況で、第三者に開示されるという前提で協力をしてもらえるのかどうかということが一番論点になるのではないかという印象を持ちます。

委員：

おそらく、第三者に開示するという前提が違って、もともとのBD Linkも、JICAやカンボジア中央銀行からしたら第三者なのですね。ここの信用でみんな開示するわけではなくて、JICAの受託企業の調査だから、それはカンボジアの政府を上げての調査だから、これは秘密が守られるだろうという信頼の下に開示しているわけで、BD Linkを信用しているわけではないと思うのですよ、おそらく。

だから、JICAが追跡調査をするときに、また第三者の企業を、第三者か第三者じゃないかというくくりで言えば第三者だけれども、それはJICAが手足として追跡調査をするときに、そのことも含めて、その可能性も含めて同意してくださいと言ったときに、果たしてどれほどの抵抗があるかなというのは、よっぽどの機微情報であればおっしゃるようなことがあるかもしれないけれども、我々は普通の実務に携わっている感覚からすると、そういう同意の取り方というのはいろいろな場面で見えていますので、あまり違和感がないのですよね。アカデミックな調査だからそういうことをやらないというのは、僕はそうは思わなくて、そういう同意の取り方というのは十分あるだろうと、実務家の感覚としては思います。

それから、住所の地番がはっきりしないというものは、例えばメモでどこかに書いてあるとか、あるいはGPSの地図上でポイントで示してあると。その情報というのはそれを提供してもらえばいいわけで、地番がない、住所までの情報しか得られないという前提がおかしくて、それはBD Linkからフェーズ1の調査結果の成果品として吸収すればいいわけだから、そこが実はあまり大きな問題ではないだろうと思うのですね。

だから、今のご説明を受けて唯一納得ができる材料があるとすれば、極めて機微な情報だから、本件に関してはいくつもの企業が調査企業として参加するのは、おそらく調査に支障を来すのではないかと。そういうことがあるのだとすると、それは調査の現場の感覚が分からないので、これだけ限定しているから調査に協力いただけるのですということが確かであれば、それは理由になるかなと。そこだけが私は唯一、今のご説明を受けて納得しうる理由かなと思っています。

委員：

この資料に入っていたものをちょっと拝見して、私もこちらのオリジナルというか、法の説明ではなくて、こちらの分厚いほうの説明を読んだ感想としては、我々が考えているような個人情報の問題というのとはちょっと違って、どちらかというよりはりもう一度前に調査した人のところに行かないといけないのですが、それがこのBD Linkを使わないと行けないという可能性は結構あると。例えば住所がはっきりしていないし、最初に行ったときには、JICAの人とか中央銀行の人が付いていなくて、BD Linkの人だけが行っているの、彼らはメモをとっているの、そのメモはBD Linkが自主管理をしていると。再

行するためにはBD Linkからこのメモをもらうというようなことをすればできるかもしれないですけども、実際に前に行った人はその場所を知っていて、もう一度行ってまた来ましたよというふうに聞くというのが非常に大切なのだというような説明だと思ふのですよ。

かつ、今おっしゃった、GPSのお話が出ましたが、それは今回無線でそれをやろうとしておられるのですよね？

JICA：

第一次では使っていなかったのですけれども、第二次ではGPSのデータも併せてとるようにしています。

委員：

その情報開示の問題は一つのテーマだと思うのですが、ただ、その問題より前に、実際に1回目の調査を2回目にするときにBD Link以外に頼んでうまくいくのかというと、それを超えるものはないだろうなというような印象を受けました。

委員：

もう既に言われたことですが、今の話も結局、続けてやれば無難ではあるのだろうけれども、先ほど言ったようにこの事業者が2回目に手を挙げない可能性もあるわけです。いろいろなアクシデントが生ずる可能性もあるのだから、第1回目の調査の結果をJICAがしかるべく、少なくとも検証可能な程度まで吸収していくべきで、場合によっては事業者のとったメモを含めて吸収していく、というのが本来あるべき姿だと思います。デリケートな話だというのはよくわかりますけれども、そのぐらいのことをやっておかないと、万が一の場合に備えられないということが一つ問題だと思うのです。

それから、法的な面については委員がおっしゃったとおりであって、これはもうJICAの情報です。BD Linkが持っているのはあくまで手足としての委託業者の情報であって、JICAの情報だということをもっと明確に打ち出していくべきだと思います。人的な信頼関係というものは土地の事業として分からなくはないけれども、建前としてはそうなのだというところをもっとはっきり言っていただいて、結局は独法の個人情報保護法の理念に則して淡々とやるだけだと思います。あとは機微な問題をうまくやっていただきたいと思います。

委員：

よろしいですか？

では、この個人情報を第三者に開示するかどうかというのは、その法的な部分も含めて今後、ご検討いただければと思います。

ただ、今回BD Linkと契約したことについては、背景はいいのだろうかなと思います。

## **No.8 第二期大エジプト博物館建設事業実施促進支援業務（第二の太陽の船復原に係る技術支援業務委託契約）**

委員：

では、8番目の案ですけども、「第二期大エジプト博物館建設事業実施促進支援業務」

です。よろしくお願いします。

委員：

一言だけ言わせていただくと、私がぱっと見て引っかけたのは、案件シートで言うと四角囲みの最初の◎のところ。「エジプトの古文化保護法では、文化財の保存修復作業を行う権利は発掘者に限定される。」というところ。この根拠となる情報を示してください。JICAとして把握しているはずですので。資料をいただければ、これで結構だと思います。以上です。もちろん英語で。

JICA：

はい、承知しました。

委員：

ほかにご質問はありますか？

JICA：

では、情報を委員の皆さんに後ほどご提供させていただきます。

(注・補足：委員の指摘に基づき、「古文化保護法（英訳版）」を確認共有したところ、法律上は「文化財の保存修復作業を行う権利は発掘者に限定される」と規定されているわけではなく、「考古省が、特定の団体に発掘、研究等の活動ライセンスを与えることができる」との条文があり、また、考古省から当該団体に対してライセンスを与える旨のレターが発出されていた。この点について、会議修正後に、委員の方々に上記の誤りについてお知らせした。また本議事録の添付資料（案件概要資料）についても、説明文を修正した。)

## No.9 シニア・アドバイザー（教育）契約

委員：

次は9番ですが、これもエジプト事務所ですね。今回はエジプトが4件。「シニア・アドバイザー（教育）契約」ですが、これを選定されたのは4名の委員になりますけれども、まず委員のほうからお願いします。

委員：

もともといただいた随意契約の理由が全く意味が分からないというか、理由が分からなかったのも、ちょっとこの書き方は申し訳ないけど納得できないなと思ったら、やはり集中砲火を浴びているという状況になっていました。お願いします。

JICA：

おっしゃるとおり、ここに入れた理由はちょっと分かりづらかったということで、ご説明をさせていただきます。

案件概要シート、それから決裁書等にかかせていただいている内容は主に3点ございまして、一つは人的ネットワークを持っているというところで、二つに分かれますけれども、一つは現地のエジプト政府における教育関係の大臣経験者であって、エジプト政府の大臣以上が主な対象になりますけれども、ハイレベルな方々とのコンタクト、人的ネットワークを有しているということ。

それからもう一つは、教育関連のアドバイザーということで、教育の専門家としての側面も必要だということで、国内以外の教育関係者とのネットワークを有しているということとを求めています。

2点目が、JICA、もしくは日本政府がJICAを実施機関として実施するODAについて一定程度熟知している、精通しているということ。

それから3点目ですが、主にエジプトの教育関係の省庁では、いつも大臣になられる方は通常は大学の先生がそのままキャリアアップされて大臣になられる方が多いわけですが、要は、実務能力があまりない方が多いということで、実務能力があって一つ一つの仕事をしっかり進めていくことができるような方というのが、今回求めた、ここで書かせていただいている最低限の条件ということでございます。

委員：

次は委員「具体的な業務内容について、補足説明を求めたいため」について。

委員：

いろいろ聞きたいことはあるのですが、これは言ってみれば謝金の類だと思います。個人に対して情報提供とか、あるいはいろいろな調整をお願いして謝金を支払う方法もあるのでしょうか。別に、契約の枠でなくてもやっているのではないかと思います。

例えば専門家に対して謝金を払うというように、名指しで誰かに対してお願いをして謝金を払うということはやっているわけですよね？外国でもたぶんそういうことですよね。

JICA：

はい、そうです。

委員：

だとすれば、ここでこれを一生懸命たたいても、ほかの方法でたとえば謝金で実施できるということになるわけですか？

JICA：

そういう謝金ベースで対応しているケースもおそらくあると思いますが。

委員：

では、どうやって切り分けているのですか？

JICA：

契約となるのは、ある程度こういった一定期間の間で、まとまった業務としてお願いするものが想定される場合であり、謝金の場合というのはかなり単発的にお願いする事項があって、それに対してその都度というようなパターンかなというふうに思います。

委員：

期間の長さで、日本の場合は2カ月とかで謝金の期間を制限していることが多いと思いますが、エジプトの場合にはその期間は特に限定はないということでもよろしいですか？

JICA：

すみません。そこまでは確認をしておりませんので、必ずしも承知しておりませんが、

今回の契約については毎年度更新という形で今のところきております。

委員：

そうですか。謝金単価とこのアドバイザー契約の単価を比べるとどうなのですか。

JICA：

すみません。謝金のほうの単価を必ずしもよく承知しておりませんが、基準があるというふうに承知をしております。

委員：

そのへんで、謝金との比較とかバランスとかを踏まえた上で、どれを選ぶのかという話になると思うのですね。それから、そもそもの問題として、果たして必要性があるのかということにはなると思うのですが、ほかの国でもやっているということなのですか？JICAがほかの国に対してもやっていて、なおかつ、ほかの国の援助機関、アメリカの国際協力の機関等も同じようなことをやっていると、そういう認識でよろしいですか。

JICA：

私のほうはエジプトに関する情報しか現在持ち合わせておりませんが、この方は今、JICAからお願いしておりますけれども、いろいろなところから引く手あまたということでは聞いております。

委員：

JICAとしても、ほかの国のような形でやっているのですかね？

JICA：

私どもも調達部として全体を常に見ているということではございませんけれども、例えば安全対策とかかなり特殊な事情においては、こういった形でのパターンはありうるのだと思うのですが、事業に非常に密接に関連する形でこういう委嘱なり契約なりをやっているケースというのは、必ずしも多くはないのではないかなというふうに思います。おそらく、いろいろな人的ネットワークみたいなのところの影響なり要素なりが非常に影響するような国情の中で、必要に応じてやっているケースがあるということなのだろうと思いますけれども、どこの国でもこういったことをやっているというものではないかと思えます。

委員：

いろいろ聞き出すと切りがないのですが、少なくとも、謝金とかほかの方法との比較はぜひ追加でご説明いただきたいと思えます。

以上です。

委員：

はい。すみません、ちょっと1点だけ。

中身の話ではなくて以前にも申し上げたのですが、ほかの委員が選ばれた理由も同じ理由だと思うのですが、これは何も書いていないのと同じだと思うのですね、この随意契約理由は。もし全部の案件がこういう記載になったら、我々がその契約リストを送ってもらって選定することが不可能になるわけですよ。

監視委員会というのはここでの審議だけではなくて、契約リストを送ってもらって、ど

れを選ぼうかなとみんなそれぞれ時間をかけて見て、理由を書いて送っているわけですよ。そういう中であって、こういう記載はやめていただきたいと思います。というのは、案件の内容が分からないからです。

あまり詳しく書かれすぎても我々も困るのですが、少なくともほかの案件に書かれているような、分量を見ても分かると思いますけれども、この例で言えば唯一の必要最低限の条件というのが何なのか、なぜ唯一の必要最低限の条件を満たす相手方なのかというところの中身がある程度説明いただかないと選びようがないから、何だ、これということでみんな選んでいますので、前にも1度、1件申し上げたことがあるのですが、この記載は全体としてそういう周知をしていただきたいと思います。

JICA :

承知しました。

委員 :

私としてはもっと踏み込んで、こういうものを外してもらうか、あるいはこれを集中審議するか、どちらかにしてほしい。毎回この類のものが上がっているわけですが、書くほうも書きにくいというのはよく分かります。だとすれば、こういうものはもうリストから外してもらうとか、もうちょっと資料の作り方を検討いただいたほうがいいのではないかと思うのです。繰り返して恐縮ですが、今日の案件でも、以前やったのと同じような案件、あるいは前にやっていた案件と共通するものが結構ありますし、カテゴリー化というのはなかなか難しいのかもしれませんが、ちょっと一工夫できないかなと思います。この種のアドバイザーとかの案件には星印をつけるとか、何か工夫していただきたいということが付け足しのお願いです。

委員 :

すいません。一件だけ確認させて下さい。

この方のアドバイザーリングリストの内容が月例報告で成果品として提出されているとアドバイザー契約に文言としてあるのですが、これは、提出されていますか？

JICA :

提出されております。はい。

委員 :

で、その内容というのは、この契約金額に沿ったものだとということですか？

JICA :

はい。そのように理解しております。はい。

委員 :

分かりました。

委員 :

私も、これを読んでですね、在外のローカルコンサルタント契約の相手方は案件で一番大きい金額だったということで選んだのですが、頂いた資料少し拝見したところ、これよく見ると月10日間働いて、1日930ドルとかいうような、そういうような契約があった

のですけども。で、この方は大学の先生をやっておられるということですか？

JICA：

そうですね。はい。

委員：

今、質問に出ましたけども、毎月レポートを出してということなのですよね？実際に10日間働いておられるのですか。

JICA：

そうですね。実働ベースでいうと、かなりオープンに動いていただいていることもあって、10日以上にはなっておりますけど、契約として10日分働いていただくという想定でレポートもしていただいて、実際は10日以上働いていただいているということでございます。

委員：

そうすると、カイロのJICA事務所にもこられるとか大学にも行かれる。

JICA：

そうですね。JICAの事務所においでいただくこともございますし、JICAがいろんな関係省庁の方々とお話するところに、会合に参加いただくというようなことが主な活動になるかと思います。

委員：

ステアリングコミッティとかエグゼクティブコミッティが一部にあると書いてある。この方は、そのメンバーではないのですか？

JICA：

メンバーというよりは事務局という位置づけになっておりまして、エジプト、日本、双方でパートナーシップを進めていくための、両者にあまり偏らないような事務局といくことで、位置づけられていて、かつJICAのほうのアドバイザーもやっていたらいい。というようなことになっております。

委員：

大学を作ったときに大臣をしてもらったというようなことが書いてあるのですけど。

JICA：

そうですね。元々この契約が毎年1年間ずつ更新しておりますけども、元々始まったのが2014年で、その際の本件の必要性というのが、今、おっしゃったエジプト・日本科学技術大学に関するアドバイザーだったと。ただ、現時点では、去年の2月に両国首脳で合意した、高等教育のみならず、先ほど審議案件にありましたけど基礎教育とかも含めたエジプトの教育全体に対する日本の包括的支援に対してアドバイス、ハイレベルの調整等行うということで、契約内容は変更してお願いはしております。

委員：

大学の設立のときに大臣をしてもらって、政治状況を考えるとお金をもらっているというのはちょっとどうかなという印象を受けたのですけど。実際に10日間以上働いておられ

るということであれば、その単価の 930 ドルというのは、WB の資料を使って検証されてみるみたいなので、納得のできそうな気がいたします。

他に何かご質問ありますか。

委員：

情報の話が出てきたので、逆に聞きますけど、この場合に相手方の名前と、契約金額を出していいのですか。

JICA：

そうですね。確認してみたいと思います。もうすでに契約の実績自体は JICA 側として、公表するってところは、JICA のシステムとしてはございますので、そういう意味でその範囲以内での了解はとっていると理解しております。

委員：

これについてだいたい理解させて頂きました。委員から注文がありましたように、説明の仕方注意して頂きたいと思います。

#### **No. 10 2016 年度安全対策クラークとの契約**

委員：

では、10 番目。「2016 年安全対策クラークとの契約」ということで、それでは委員と私が選んでいますけど。

委員：

前年この委員会において、同様な案件がありまして、その中に現役の警察の方でやはり雇用契約結ぶのは良くないということで、見直しかけたという話がありました。で、今回特命の契約のところモザンビークの話が出まして、ここは大丈夫だったのかという確認で選定致しました。

委員：

結論としては **Legal Opinion** をとって、大丈夫だということのようですね？

JICA：

ええ。そうですね。前回の委員会で、指摘を受けましてですね。前回タイの話だったのですけれども、全在外事務所の実態調査をしました。そのときに、今年度の契約もございまして、今年度契約する際には法務見解を確認してほしいということで、まず可能な限り現職警察官との直接契約は行わない。もし、現職警察官との直接契約を行う場合には、現地の顧問弁護士等、法律事務所が発行する法律意見書により合法性が確認できること。で、また、そうしてですね、同意見書の通りの契約履行が可能であることを条件とするということで組織内周知させて頂きました。モザンビークに関しては、この案件概要シートの特命随意契約の理由の 6 に記載している通りで、最終的には **Legal Opinion** を頂いた上で、前回の委員会の前に契約している事項であったのですけれども、再度、確認して最終的には所属官庁の承認があれば、法的に安全対策アドバイザー業務委嘱契約を締結することは可能であるという意見書を頂いて対応しております。

従って、問題はないという見解を頂いておるということでございます。

委員：

この上司の方の承認は条件でやられていると。これは、文書でもらっているということですか？

JICA：

ええ、文書で頂いております、先方から、所属機関から提出して頂いております。

委員：

私も、これを選定したのですが、問題解決しているのであれば別にここで取り上げて頂かなくても結構ですよ、とちょっとコメントつけておいたのですが。

今回、こういう契約しているケースもあるけれども、一応それなり **Legal Opinion** をとって特別に意見書を作っておられるのであれば、それはそれで、これはやむを得ないことかなという気はいたします。

委員：

1つ言っていていいですか。公務勤務時間外であれば行動の自由とみなされるので、OKという話なのですが、これ公務時間の中で何かテロか何か起きて、いきなりアドバイス欲しいとかできない訳ですよ？急を要しているときに、たまたま公務の時間だったらアドバイザー契約しているに関わらず、ちゃんとしたアドバイスもらえないということもあるわけでしょうか？ということはないのですか。そう思うとあまりちょっと現職の方というのは、公務勤務時間外・内の「内」を想定するとちょっと厳しいので、やっぱり私は好ましくないのではないかと個人的には思っています。

JICA：

おっしゃるとおりだと思います。そこは、できるだけ現職の警察官を雇わない方向で。もし雇うとしても、先ほど言いましたような対応をとりたいと。で、実際、有事の際、我々だけ、日本人だけってことではなくて、周辺の国民の人たちにも影響を与えるので用務としては入ってくると思いますが、まあ、そのときにね、その人を我々だけのために対応してくれというのは、中々言いづらいというところはあるとは思いますが、そこは先生がおっしゃったような対応できればと。

委員：

よろしく願いいたします。

委員：

時間の制約もありますし、この委員会の役割に関する議論がないわけではないと思えますけれども、一言、言わせて頂ければ、今、委員がおっしゃったような職専義務との関係では、日本ではどう考えたって、この業務内容を見れば違法ですよ。職専義務に違反するということは明らかです。それをカバーするためのやり方として、上司とか所属官庁の了承という理由にならないだろうと思います。つまり、同じ穴の貉の可能性あるわけで、同僚がやっている、上司がやっているから認めている、というケースがあると思います。

行政機関の確認を取るのであれば、公務員法の所管省庁、日本でいえば人事院とかに相当する機関の確認をとるのが本来の筋だと思います。それから、顧問弁護士はあくまで私的な意見を言っているにすぎない可能性があると思います。個人的な見解を Legal Opinion として求めるなら話は別ですけども。ですから、今のやり方では、私は納得できません。

委員：

すいません。もう1つ言わせて下さい。モザンビークの基準と日本の基準でコンプライアンス考えると、やはりより厳しいほうを私は採用すべきだと思います。以上です。

JICA：

検討させていただきます。

JICA：

安全管理部長のほうからも、お話をいただいたとおり基本的な方針としては極力そういう現職の方との契約は避けるという方向は打ち出しております。

とは言え、すぐに代わりの相手が見つからないとか、そういったところの中で止むを得ず継続しているケースもごく一部あるかと思います。が、基本としては我々のほうも、現職ではなくて例えばもう退職された方とかですね。そういった方との契約に切り替える方向で動いておりますので、その点ご理解を頂ければと思います。

#### No. 11 ①新有償資金協力システムにおける仕様変更・追加開発対応業務

##### ②2016年度有償資金協力システムに係る保守業務

##### ③2016年度有償資金協力システムに係る運用業務

##### ④2016年度有償資金協力システム再リース機器保守契約

委員：

ありがとうございました。11番、「新有償資金協力システムに関する契約」に入ります。これも、最初に概要をご説明してください。

JICA：

今回4本の契約が対象になっておりまして、それぞれ関係しあっているところもございますので、まずはお手元の案件概要シートに基づいて概要をご説明差し上げたいと思います。説明は担当課長の方からお願いします。

JICA：

補足資料ということで、一番最後のページですね。こちらも見ながらご説明させて頂ければと思います。

まず今回の新有償資金協力システムと呼んでおりますのは、現行のシステムにかかる契約双方が入っておりますけれども、現在、構築中の新有償資金協力システムにつきましては、現行システムの機能に加えて新しい商品を実装するほか、あとは現行のシステムの基盤の更改と併せまして、システムの構成の改善等を行うことを目的として今、構築しているものでございます。

案件概要シートにもございますけれども、新有償システムについては、2013年3月に入

札公告を行いまして一般競争入札によって入札をかけまして、同6月に開札の結果、業者としてNTTデータ社が落札してございます。

本プロジェクトの契約締結方法は補足資料の上段のとおりになっております。すなわち、入札結果を踏まえて基本契約をまず締結いたしまして、プロジェクトの進捗に合わせて、次に個別契約を1から4という形で締結をしていくと。各設計・製造との段階あるいは保守等の段階に応じたものを締結するということを想定して、各個別契約の契約総額は、基本契約に記載する金額の範囲内で管理していくということを想定した形でたてつけておりました。それから、具体的に今回かかわってきますのは、個別契約1、2、3ということで、設計それから製造、そのあとの試験ところに関わるものでございます。

その下のほうですけれども、基本契約の変更と今回対象として頂いております追加契約というものがございまして、この位置づけについてご説明いたします。基本契約の変更契約につきましては、本プロジェクトは実は個別契約2：詳細設計あるいは製造の段階で大幅な遅延がございまして、その品質の低下をリカバーするプロセスを得る必要がございました。現在は通常の工程に戻っておりまして試験等を実施しているということなんですけれども、その段階、試験段階に戻ってから、この基本契約の変更と併せて今回対象となっている契約①の追加契約を締結しております。

基本契約の変更については、今申し上げたプロジェクトの遅延に伴う基本条件、特に「稼働日」であるとか「契約金額」あるいは「損害賠償に関わる規定を設ける」という意味での変更を行っておりまして、加えて当初の個別契約2、3の対象業務を契約2ということで統合することを規定しております。これに対して追加契約につきましては、案件概要シートで書かさせていただいております4つの業務内容の実施について新規に契約を取り交わすという形としてございます。

以上が契約のたてつけの概要ということでご説明させていただきました。併せて契約先の下請業者の情報についても提供ということでございましたので下のほうにリストアップをさせていただいております。

以上、説明とさせていただきます。

委員：

契約金額が大きいのとシステム開発のひとつの特性というので選んだのですが、今お話された開発のことだと思うんですけど、開発を受注すると保守とか運用とか、その変更もとっていくとなると思うんですけど、最初の入札の段階でそれを意図した入札になっているかということが1点。もうひとつ、遅延というふうにおっしゃっていたんですけど、遅延をするにあたって、この開発業者は同じ業者だと思うんですけど、その遅延理由というのは発注者側にあつて、その受け手に対しては特に問題がないという判断だったのかということもちょっと聞きたかったんですけど。

JICA：

はい。まず最初の契約全体のたてつけですけど、現行システムにつきましては、かなり遡って2002年に調達をしておりますけれども、その際には開発と保守それから運用をまと

めた調達を行いまして、それに対する評価を行ってきています。一方で今作っている新システムは2013年の公示ですけれども、これは開発と保守だけをまとめて運用とデータセンター等の管理は切り離してという形の分離調達を行う形にさせていただいています。

調達方法については関係部署と検証しながら最適なものを採択してきているというふうに考えております。

それから2つ目の遅延につきましては、先ほど申し上げたように詳細設計それから製造の品質が非常に悪かったということで開発業者とも議論して、そこは一義的には開発業者の責任に帰するものであるということで、必要なリカバリー期間に伴う最終的な納品の遅延というところについては、すでに合意をして先ほどの変更契約に基づいた引き直したスケジュールに基づいて今、作業を実施しております。

委員：

後者の開発業者の責任の部分はお金なり何なりで、弁済とってはなんなのですけど、金額を確定している。そういうことですね？わかりました。

前者のまとめているかというのは、もちろん最初の契約をとれば維持管理とか、それはついてくるとしたら最初の価格自体は、かなり低く入れるという業者が働くのでないかなあと思ったので質問した次第ですけど、そこはそういうふうに担保されてるという理解でいいですか？

JICA：

はい。

委員：

ほかにご質問ありますか、よろしいですか。

どうもありがとうございました。

司会：

どうもありがとうございました。今、事務局のほうで調べのですが、先ほどのエジプトの教育シニア・アドバイザーの件の公表状況でございますが、個人の契約という形ではなくってございますが、個人の氏名までは公表していないということでございますのでご報告をさせていただきます。

それでは、本日第2回の契約監視委員会の審議を終了いたしましたので本日はこれにて終了させて頂ければと思います。どうもありがとうございました。

以上

別添資料：

競争性のない随意契約の個別点検対象契約リスト（2016年度契約）



## 案件概要シート

### 1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	ミャンマー国郵便サービス能力向上プロジェクト業務実施契約
(2) 契約金額	347,156,280 円
(3) 履行期間	2016年6月9日～2019年5月31日
(4) 契約相手名称	共同企業体代表者 株式会社 JP メディアダイレクト 構成員 日本郵便株式会社
(5) 担当部署	社会基盤・平和構築部 運輸交通情報通信G第二チーム

#### 《随意契約理由》

- ◎ 郵便業務に関する知見は日本郵便株式会社とその契約委託先にしかなく、同社以外の者が本業務を実施することは困難であり、ミャンマーの郵便事業支援においては、現地独自の文化慣習等を踏まえた技術移転が求められる中、日本郵政グループのうちマーケティングによる専門性がある株式会社 JP メディアダイレクトが主契約者となり、総務省による調査研究、当機構の民間技術普及促進事業をミャンマーで実施してきた同社及び構成員である日本郵便株式会社でなければ、本業務を実施できないと判断した。
- ・ 本技術協力プロジェクトは、我が国の郵便事業に関する知見をミャンマー郵便に移転するものであり、我が国の郵便業務は「郵便の役務をなるべく安い料金で、あまねく、公平に提供する」ため、郵便法により日本郵便株式会社が独占して実施することが定められている。
- ・ 株式会社 JP メディアダイレクトは日本郵便株式会社の子会社で、日本郵便株式会社と共に、郵便事業及び郵便周辺領域の事業開発を実施することを目的に設立された会社であり、日本郵便株式会社の郵便技術を共有しており、郵便技術を活用してマーケティングの観点からサービスを発展させる業務を実施している。

### 2. 背景・経緯

○2013年12月の日ミャンマー首脳会談においては、安倍総理大臣から郵便分野の協力について意向が表明され、2014年度に総務省予算により、「日本型郵便インフラシステムのミャンマー連邦共和国への導入による同国の郵便業務改善の効果・可能性に関する調査研究」が実施されており、我が国の経協インフラ戦略会議の一項目となっている。2014年4月に制定された対ミャンマー協力方針三本柱のうち、「経済・社会を支える人材の能力向上や制度の整備の支援」に位置づけられる。

○本事業は、ネピドー、ヤンゴン、マンダレー管区の三地域において、郵便物の輸送

効率及び集配効率並びに局内作業の改善により、三地域における郵便サービスの向上を図り、もって郵便サービス改善の手法・取組を全国に普及し始めるもの。

### 3. 業務内容

○「ネピドー、ヤンゴン、マンダレー管区の三地域における郵便サービスが向上すること」をプロジェクト目標として、以下4つの成果を達成するための活動を行っている。

- 成果1：郵便配送ネットワークが改善される。
- 成果2：集配作業が改善される。
- 成果3：局内作業が改善される。
- 成果4：中長期郵便事業改善計画が検討される。

具体的には、各々の成果毎に分科会（輸送分科会、集配分科会、局内分科会、経営分科会）を設置し、配達ネットワークの見直し、集荷・配達マニュアルの作成、郵便番号制度の改良、同制度の広報、経営状況の確認及び課題の抽出等について日本人専門家によるミャンマー郵便職員への技術移転を行っている。

### 4. 特命随意契約の理由

○本技術協力プロジェクトは、我が国の郵便事業に関する知見をミャンマー郵便に移転するものであり、我が国の郵便業務は「郵便の役務をなるべく安い料金で、あまねく、公平に提供する」ため、郵便法により日本郵便株式会社が独占して実施することが定められている。このため、郵便業務に関する知見は日本郵便株式会社とその契約委託先にしかなく、同社以外の者が本業務を実施することは極めて困難である。

○このことから、日本郵便株式会社に本事業実施の打診を行ったところ、本案件の実施体制として同社の子会社である株式会社 JP メディアダイレクトによる実施が適切であるとの回答であった。

○株式会社 JP メディアダイレクトは日本郵便株式会社の子会社で、日本郵便株式会社と共に、郵便事業及び郵便周辺領域の事業開発と実施をすることを目的に設立された会社であり、日本郵便株式会社の郵便技術を共有しており、郵便技術を活用してマーケティングの観点からサービスを発展させる業務を実施している。

○同社は、2013 年度に総務省予算により「日本型郵便インフラシステムのミャンマー連邦共和国への導入による同国の郵便業務改善の効果・可能性に関する調査研究」並びに「日本型郵便インフラシステムのミャンマー連邦共和国への導入による同国の郵便業務改善の効果・可能性に関する調査研究」を日本郵便株式会社と協力して実施している。また、2014 年度には JICA 開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業「ミャンマー連邦共和国郵便事業の改善及び高度配送ネットワーク普及促進事業」をも実施している。

○上記より、株式会社 JP メディアダイレクトは、ミャンマー独自の文化慣習等を踏

また技術移転が求められる本事業を効率的に実施することが可能であると判断された。

○その後、日本郵便株式会社から、本契約を株式会社 JP メディアダイレクトと日本郵便株式会社との共同企業体として実施したい旨、連絡があった。2015年11月の株式上場に伴い、周囲からの国際展開について強い期待が寄せられている中、初の技術協力案件であり、かつ技術移転の内容も、株式会社 JP メディアダイレクトよりも日本郵便にノウハウがあるため、日本郵便も責任を持った立場で参加すべきであると、日本郵政社長以下の経営層により判断されたとのこと。

○我が国の郵便事業については、日本郵便株式会社が最大の知見を有していること、ミャンマー郵便の業務改善についてはこれまで両社で取り組んできた実績があることから、本事業は上記の2社の共同企業体で行うことが妥当であると判断した。

## 案件概要シート

### 1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	ジブチ国電力供給改善計画（その2）業務実施契約
(2) 契約金額	64,912,320 円
(3) 履行期間	2016年5月12日～2017年2月28日
(4) 契約相手名称	共同企業体代表者 八千代エンジニアリング株式会社 構成員 西日本技術開発株式会社
(5) 担当部署	産業開発・公共政策部 資源・エネルギーグループ第二チーム

#### 《随意契約理由》

◎本共同企業体は、先行協力準備調査（協力準備調査その1）の受注団体。先行調査終了後、先方政府側の都合により、やむをえず本追加調査（協力準備調査その2）を実施せざるを得ない状況となった。本追加調査の実施に当たっては、協力準備調査（その1）実施で得られた基礎データ、需要予測・電力潮流解析の解析過程が必要となる。しかしながら、これらのデータは通常業務実施契約の成果品として位置づけることが困難な「高度に技術的な中間処理データ」であることから、協力準備調査（その1）の成果品とはされておらず、当該共同企業体のみが所有している。従って本調査を同社以外が実施することは困難であるため。

・2013年7月から2015年2月にかけてジブチ国「電力供給改善計画準備調査（以下、「協力準備調査（その1）」という）」を実施、完了した。この協力準備調査（その1）の受注会社は上記共同企業体である。

・ところが、同調査結果に基づいた無償資金協力にかかる交換公文(E/N)を締結する直前に、ジブチ政府より、別途実施される開発プロジェクトとの調整のため、大幅な設計変更をするようわが方に要請がなされた。（本調整については事前に日本側には一切知らされなかった。）外務省との調整の結果、先方要請を踏まえた設計変更を行うための協力準備調査（その2）を実施することとなった。

### 2. 背景・経緯

2011年8月、ジブチ政府は下記「3.」をスコープとした無償資金協力を我が国に要請。本要請を踏まえ、JICAは無償資金協力にかかる協力準備調査を2013年7月から2015年2月に実施。「3.」のスコープを対象に設計／積算業務を実施し、本調査を完了した。本調査業務の受注団体は、「共同企業体 代表者八千代エンジニアリング株式会社、構成員 西日本技術株式会社であった。（契約金額：1億659万3210円）。

ところが、本調査終了後、E/N署名に向けた準備中の2015年3月に、ジブチ側か

ら、別途進めていた他ドナー支援（ジブチーアディスアベバ間鉄道建設計画に関連した電力供給プロジェクト。クウェートが支援。）との調整の必要性から、「3.」の事業スコープを変更したいとの要請が、外交ルートを通じ、日本側に連絡あった。（この他ドナー支援については日本側には一切情報は提供されていなかった）

本要請については、外務省との協議の結果、受け入れることとなった。これにより、追加の概略設計と、積算作業等の見直しが必要となったため、協力準備調査（その2）を実施することとした。

### 3. 業務内容

#### ① 本体業務内容

エチオピアから受電するジャバナス国際連系変電所（63MVA230/63kV）及び同変電所とジブチ中心部のブラオス変電所を結ぶ基幹送電線（63kV、約23km）の増強を図るもの。想定される事業規模は3,115百万円。

【施設】変電所建屋（延床面積 550 m<sup>2</sup>）

【機材】<ジャバナス国際連系変電所>230/63kV 変圧器（63MVA、1台）、230kV ガス絶縁開閉装置（1式）、63kV ガス絶縁開閉装置（3式）、230 kV 設備制御・保護盤改造（1式）、63 kV 設備制御・保護盤改造（1式）、<基幹送電線> 63 kV 架空送電線（鉄塔47基含む、亘長約15.8 km）、63kV 地中送電線（亘長約7.4 km）等

#### ② 協力準備調査業務内容

- ・（その1）時に入手した基礎データのレビュー
- ・先方政府の最新計画及び現状確認
- ・サイト状況調査
- ・概略設計及び事業費積算

### 4. 特命随意契約の理由

本追加調査の実施に当たっては、協力準備調査（その1）実施で得られた基礎データ、需要予測・電力潮流解析の解析過程が必要となる。これらデータ及び解析過程情報は、無償資金協力の準備調査においては、当該データ及び情報の収集から解析などの加工までを同一コンサルタント（業務実施計画受注者）が一貫して実施することが前提となっていることに加え、加工前の生データ等を成果品としてコンサルタントに提出を求めても JICA として活用することは通常の場合では想定し難い。さらに、高度に技術的な中間処理データを含み、かつ当該企業体独自のノウハウと言えるものであることから、協力準備調査（その1）の成果品とはなっておらず、同調査を実施した共同企業体のみが所有している。従って本調査を同社以外が実施することは困難である。

仮に当該共同企業体以外が本調査を実施する場合には、上記データ等を直接活用す

ることができず、基礎データの収集・調査や、需要予測・潮流解析等、(その1)で実施した調査の一部を再度実施する必要性が生じる。そのため、本案件の継続業務を競争に付す場合は、当該作業分の業務量(M/M)を上乗せした積算条件とする必要があり、結果的にJICAにとって不経済な契約締結となる恐れがある。(他方、当該共同企業体との特命随意契約とする場合には、同社の責任にて実施した調査等を活用するので、再調査分の積算は不要)。

また、このタイミングで当該共同企業体以外の会社が本調査を実施する場合は、これまでの調査との一貫性を損なうリスクや、調査実施により多くの時間を要するリスクを抱えるため、同社が引き続き補完的な調査を実施する事が効率的かつ有効と考えられる。

## 案件概要シート

### 1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	2016 年度 JICA 横浜開発教育支援業務（教師海外研修及び開発教育教員セミナー）
(2) 契約金額	7,822,035 円
(3) 履行期間	2016 年 5 月 10 日～2017 年 3 月 20 日
(4) 契約相手名称	公益社団法人青年海外協力協会
(5) 担当部署	横浜国際センター 市民参加協力課

#### 《随意契約理由》

- ◎ 本案件は当初、2016 年度及び 2017 年度業務の一般競争入札（総合評価落札方式）を行い公益社団法人青年海外協力協会（以下 JOCA）及び特定非営利活動法人横浜 NGO 連絡会（以下 YNN）の 2 社が技術提案書を提出したが、YNN は技術審査で不合格、JOCA は 3 回入札を行ったが、入札金額が予定価格を大幅に上回り入札不調となった。2016 年度の事業実施時期が迫り時間的余裕がなかったため、改めての入札は断念し止む無く 2016 年度業務について JOCA との特命随意契約を行った。
- ・本業務は JICA の行う開発教育支援事業のうち、教員を対象とした「教師海外研修」と「開発教育教員セミナー」をまとめたもので、研修・セミナーに係る企画、準備・調整、実施、運営管理、関係者への連絡・フォローアップをその業務内容としている。教師海外研修は事前研修（4 回）、現地研修（海外約 2 週間）、事後研修（4 回）、開発教育教員セミナーは基礎編（3 回）、応用編（1 回）、県教育委員会国際教育研修（神奈川県・山梨県各 1 回）を行うもの。

### 2. 背景・経緯

JICA では、児童・生徒が国際社会の現状を知り、理解を深め、問題解決に向け何らかの形で参加する態度や能力を養うことを目的とし、開発教育支援事業を実施している。

具体的には、開発教育の担い手は教育現場の教員が主であるところ、JICA 横浜では担当地域である神奈川県および山梨県の教員に重点を置いた事業を実施してきている。

教員を対象とした開発教育支援事業として、開発途上国における国際協力の現場を実際に体感することを通じて途上国の現状や開発課題について考え、その経験を学校現場で活かしてもらうことを目的とした「教師海外研修」及び開発教育の知識や学校現場における実践手法を学ぶことで教育現場における開発教育を実践することを目的とした「開発教育教員セミナー」を行っており、本業務はそれら教員向けの研修をまとめた業務である。

### 3. 業務内容

以下研修・セミナーに係る企画、準備・調整、実施、運営管理、関係者への連絡・フォローアップ

#### (1) 教師海外研修（定員 10 名）

- ① 事前研修 6 月～7 月（全 4 回計 5 日）、②海外研修 8 月（2 週間程度）、③事後研修 8 月～2 月（全 4 回計 5 日）

#### (2) 開発教育教員セミナー

- ① 基礎編 40 名×1 回（1 日）、15 名×2 回（各 1 日）、②応用編 50 名×1 回（2 日） ③県教育委員会国際教育研修 30 名×2 回（神奈川県、山梨県 各 1 日）

### 4. 特命随意契約の理由

(1) 本業務は当初、2 年間の複数年度契約で一般競争入札（総合評価落札方式）により委託者を選定することとしていた。JOCA、YNN の 2 社が技術提案書を提出したが、YNN は技術審査で不合格となり、同結果が合格であった JOCA のみの応札で入札会を実施し、計 3 回入札を行ったが不調となった。

(2) 会計規程第 23 条随意契約の要件第 16 号「競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付しても落札者がいないとき、若しくは落札者が契約を結ばないとき。」に基づき JOCA と交渉したが、業務統括者は全体管理のみを行うことを想定していた当方と、全体管理のみならず個別業務にも携わる必要があるとする JOCA との間で、業務統括者の業務量に関する見解で折り合いがつかず、当初予定価格の範囲内での合意に至らなかった。

(3) 本件業務のうち教師海外研修支援業務に関しては、現職教員を対象とした研修であるため教員の夏休み中に海外研修を実施せざるを得ず、改めて入札を行う時間的余裕がなかった。

(4) JOCA は提出された技術提案書その他より、開発教育分野に関する必要十分な知見を有し、豊富な教師海外研修支援業務の経験を有していると判断できた。

(5) 以上より、会計規程第 23 条第 2 号「緊急を要するため競争に付し得ないとき。」に基づき、特命随意契約を締結した。但し、緊急的に対応が必要となるのは 2016 年度業務であることから、当初 2 年間で想定していた契約期間を 2016 年度限りとして契約した。

(6) なお 2017 年度に一般競争入札（総合評価落札方式）により行われた本件業務にかかる入札は、3 年間の複数年度契約、関連業務を追加し業務のボリュームを増やして実施した結果 3 社の応札があり、JOCA 以外の事業者が落札した。

以上

## 案件概要シート

### 1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	エジプト国基礎教育分野に係る情報収集・確認調査（その2）業務実施契約
(2) 契約金額	26,888,760 円
(3) 履行期間	2016年11月4日～2017年2月28日
(4) 契約相手名称	株式会社パデコ
(5) 担当部署	人間開発部 基礎教育グループ基礎教育第二チーム

#### 《随意契約理由》

- ◎ 先行調査（情報収集・確認調査その1）との連続性・継続性を確保するため、経緯・成果等を熟知し、即座の状況把握と課題分析ができる先行調査実施者との契約が必須であったため。本調査の業務内容は先行調査の内容とほぼ同一であったが、以下の理由により延長契約ではなく新規契約が必要となった。
- ・ 先行調査及び本調査はエジプト国大統領から要請のあった「日本式教育導入支援」（技術協力プロジェクト及び円借款）の準備のため実施した。当初の計画では先行調査にて支援策の検討や一部活動の試験的導入を行った後、間を置かずに技術協力プロジェクトを開始する予定であった。しかし、先方の政治的事情により技術協力プロジェクトの開始が遅れたため、エジプト教育省は先行調査終了後に急遽、独力での導入開始及び円借款案件の方針検討継続を決定した。
  - ・ 教育省が日本側の助言を受けずに独力で上記活動を行えば、日本式教育に関する誤った知識・方法論が定着し、技術協力及び円借款の成果発現にも影響が及ぶため、JICAも先行調査を継続し、エジプト側の活動を支援することとした。

### 2. 背景・経緯

本調査は、2015年8月～2016年7月に実施の「エジプト国 基礎教育分野に係る情報収集・確認調査」（以後、「先行調査」という）の業務を一部継続実施したものの。

先行調査は、エジプト国エルシーシ大統領より要請のあった基礎教育分野における「日本式教育の導入（特別活動等）」支援の準備として、同支援で想定される活動の一部を2校にて試行し（プレパイロット活動）、その結果を踏まえて技術協力「学びの質向上のための環境整備プロジェクト」の詳細計画の策定及び円借款による支援可能性の検討をすることを目的として実施された。日本式教育の本格的な導入支援は、技術協力プロジェクトによる専門家派遣を待って開始する想定であったが、先方の政治的事情により基本合意文書（R/D）の締結が同年11月まで遅れた。そのような中で、エジプト教育省は、技術協力プロジェクト開始を待たずに9月下旬から独力で導入を開始したいとの意向を示し、プレパイロット活動を更に10校にて実施し、より難易度の高い活動（学級活動等）の導入も決定した。

しかし、エジプト側は特別活動を中心とする日本式教育への理解が不十分であり、特別活動を別の教育である「アクティブ・ラーニング」と混同したり、プレパイロット活動において特別活動が重視する生徒の自主性を尊重せず教員が逐一介入する手法

で各活動を実施したりすることがあった。並行して検討が進められていた円借款による支援についても、まずはエジプト側が目指す「日本式教育」の理念およびそれを実践する学校の在り方等の基本コンセプトを確立し、適切な普及方策を検討の上で、JICAの円借款供与方針等も踏まえながらの検討が必須であったが、エジプト教育省は上述の通り特別活動の主旨を十分に理解せず、円借款案件の実施機関となった経験もないため、独力でこれらを具体化することは困難と思われた。

このような状況下で独力での導入開始や方針検討継続を放置すれば、大規模な投入が想定される技術協力・円借款両案件の実施プロセス及び成果に望ましくない影響が及ぶことが懸念された。そのため、技術協力プロジェクト開始（2017年2月）までの間、先行調査で実施した業務の一部を継続し、先方の活動状況・検討状況の把握及び課題分析を行い、それを踏まえてJICA本部調査団派遣による助言、協議等も併せて行うこととした。

### 3. 業務内容

- (1) 先行調査において提案された支援対象校の基本コンセプト改正作業状況の確認および改善点の提案
- (2) プレパイロット活動の対象校を拡大するに当たり、実施状況の確認および改善点の提案を行う。
- (3) 技術協力プロジェクト支援対象校（パイロット校12校、普及対象校 新規100校、既存100校の予定）の建設準備状況、選定状況等の確認、課題の特定及び改善点の提案
- (4) 円借款案件方向性検討状況の確認、課題の特定及び改善点の提案
- (5) 導入対象となる活動項目検討作業の進捗確認および改善点の提案

### 4. 特命随意契約の理由

本業務は、先行調査において実施した業務のうち、主に先方の技術協力プロジェクト準備状況の確認及び課題分析等を継続したものであり、先行調査との連続性・継続性の確保が必須であった。本調査の業務内容は先行調査の内容とほぼ同一であったが、調査再開が必要となった事由（先方の独力での活動等継続）が先行調査の契約終了後に判明したため、延長契約ではなく新規契約による対応が必要となった。エジプト側が既に活動を再開していたため、受注者にはその進捗を即座に把握し適切な課題抽出や提言を行うことが求められた。そのためには、関連法令・政策文書や先行調査の経緯・成果について十分な理解を有し、エジプト側関係者と随時情報入手・協議可能なネットワークを持っている必要があった。また、エジプトでは政治的背景から外国人による調査に対し慎重に対応する傾向が強く、学校等のサイト視察にあたり事前の申請及び同行者の随行が必須となる事情もある。

そのため、先行調査からコンサルタントが変わった場合、適時・適切な状況把握・課題分析が難しくなること、先方との関係構築・信頼醸成等のための時間・コストが追加的に必要となること、学校訪問に係る手続きが滞り調査ができなくなることが懸念された。

以上の理由により、先行調査と同様の相手方との契約が不可欠と判断した。

## 案件概要シート

### 1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	エジプト国エジプト日本科学技術大学プロジェクトフェーズ2 ① 材料工学、化学・石油化学工学専攻支援業務実施契約 ② エネルギー資源工学・環境工学専攻支援業務実施契約 ③ コンピュータ・情報工学、メカトロ・ロボティクス工学専攻支援業務実施契約 ④ 電子通信工学専攻支援（第4・5年目）業務実施契約 ⑤ 経営工学専攻支援業務実施契約
(2) 契約金額	①287,928,000 円 ②222,315,840 円 ③216,385,560 円 ④140,594,400 円 ⑤130,334,400 円
(3) 履行期間	① 2017年3月6日～2019年3月15日 ② 2017年2月14日～2019年2月28日 ③ 2017年2月21日～2019年2月28日 ④ 2017年3月1日～2019年2月28日 ⑤ 2017年2月10日～2019年2月28日
(4) 契約相手名称	① 国立大学法人京都大学 ② 国立大学法人東京工業大学 ③ 学校法人早稲田大学 ④ 国立大学法人九州大学 ⑤ 国立大学法人東京工業大学
(5) 担当部署	人間開発部 高等教育・社会保障グループ 高等・技術教育チーム

#### 《随意契約理由》

◎ エジプト政府からの要請を踏まえ、日本政府による検討の結果組織された12大学から成る国内支援委員会において、各専攻を支援する専攻幹事大学が決定された。

- ・ 本プロジェクトはE-JUSTの教育・研究・運営にかかる能力強化を行うもの。
- ・ 業務実施契約により、同大学工学系大学院専攻運営支援業務を、本邦大学に委託。

## 2. 背景・経緯

- エジプト日本科学技術大学（E-JUST: Egypt-Japan University of Science and Technology）は、エジプト、日本両政府による「エジプト・日本科学技術大学の設置に関する日本国政府とエジプト・アラブ共和国政府との間の協定」に基づき、2010年2月に工学系大学院として開学。
- JICAは、技術協力プロジェクト「エジプト日本科学技術大学設立プロジェクト」（2008年8月～2014年1月）、及び技術協力プロジェクト「エジプト日本科学技術大学（E-JUST）プロジェクトフェーズ2」（2014年2月～）を通じ、同大学の基盤整備、研究基盤強化、産業界との連携促進等に協力。
- E-JUST設立構想段階から、エジプト政府より日本側大学への支援の要請があった。外務省中東アフリカ局長、文部科学省大臣官房長は国内12大学へE-JUSTへの協力依頼文書を発出。その結果、2009年3月に12大学からなる国内支援委員会を設置。うち工学系大学院専攻運営支援を担当する専攻幹事大学を決定。

## 3. 業務内容

E-JUSTが少人数、大学院・研究中心、実践的かつ国際水準の科学技術大学となるために、E-JUST教員が大学院生を自ら指導できる研究指導能力を身に着けること、及び専攻内に研究室を設け、組織として研究・教育活動を行えるようになることを目標に、教員派遣等を通じ、E-JUST教員への教育・研究面での協力活動を行うもの。具体的な業務内容は以下のとおり。

- 各専攻運営戦略・方針にかかる指導
- 各専攻におけるE-JUST教員に対する研究指導
- 各専攻におけるE-JUST学生に対する研究指導
- 各専攻における講義の実施
- 教材等の作成
- セミナー・シンポジウム開催にかかる指導
- 機材計画立案支援、機材使用方法にかかる指導

各専攻幹事大学は、契約期間約2年間で、1専攻あたり約20人月～約40人月の

契約を締結。なお、各専攻運営支援にかかる人月は、E-JUST 各専攻の研究状況、及び各専攻幹事大学担当研究室が投入可能な業務量を踏まえ決定。

#### 4. 特命随意契約の理由

- (1) E-JUST は、2009 年にエジプト、日本両政府による「エジプト・日本科学技術大学の設置に関する日本国政府とエジプト・アラブ共和国政府との間の協定」に基づき設置されている等、エジプト、日本両政府の高い政治的なコミットメントをもって開始されている。特に「エジプト日本科学技術大学設立プロジェクト」(フェーズ1)の構想段階から、エジプト政府より、12の日本側大学(北海道大学、東北大学、東京大学、東京工業大学、慶応大学、早稲田大学、名古屋大学、京都大学、京都工芸繊維大学、立命館大学、大阪大学、九州大学)からの支援が必要として要請があり、これに対応するため、外務省中東アフリカ局長、文部科学省大臣官房長が、当該12大学の学長に対し、E-JUST への協力依頼文書を発出。この結果、2009年3月にこれら12大学等から構成される国内委員会が設置された。また、この中から、E-JUST 大学院専攻運営を支援する専攻幹事大学(早稲田大学、九州大学、東京工業大学、京都大学)が決定。以降、E-JUST 工学系大学院専攻運営支援は、この4大学が中心となって行われている。
- (2) 上記体制は、「エジプト日本科学技術大学(E-JUST)プロジェクトフェーズ2」においても維持されている。2014年8月の国内支援委員会において、フェーズ2の5ヶ年のうち、最初の3ヶ年については、同4大学が引き続き支援を行うことを確認するとともに、2017年のE-JUST 新校舎建設及び工学部開設を控えていることから、その時期までに日本側の支援体制を改めて見直し、検討することが確認されているが、2016年7月に開催された国内支援委員会においても、専攻運営支援の変更は議論の対象となっておらず、現行の体制を継続することについて、特段の問題は見られていなかった。各専攻幹事大学は、フェーズ1から現在に至るまで継続的に各専攻支援に従事しており、特に現行業務実施契約はフェーズ2における実質的な継続契約であることから、国内支援大学内においても、契約相手先を変えることは、技術協力プロジェクト及びE-JUST の大学運営に大きな影響を及ぼすことが懸念された。以上から、上記4大学以外の大学等の組織・機関に専攻運営支援を要請することは現実的に困難であった。
- (3) 本業務実施契約の業務内容は、E-JUST 工学系大学院の専攻運営指導、教員並びに学生への指導、講義の実施等、日本の工学部を有する大学のみ知見・経験を有するものであり、その業務の特殊性から、市場から業者を調達することは困難であった。

以上

# エジプト日本科学技術大学(E-JUST)プロジェクトフェーズ2(技術協カプロジェクト)

## 案件概要

E-JUSTが、少人数、大学院・研究中心、実践的かつ国際水準の教育を提供し、かつ産業界との共同研究を促進することにより、エジプト及び中東・アフリカ地域の産業及び社会の発展に貢献する人材を育成する場となることを支援。具体的には、工学系大学院専攻運営支援、工学部及び国際ビジネス人文学部開設・運営支援、産学連携支援、大学運営能力強化支援、アフリカ・中東地域からの留学生の受入支援等の活動を実施。

## 協力期間

2014年2月 ～ 2019年1月(計5年間)

## 対象地域

エジプト・アラブ共和国 アレキサンドリア県 ニュー・ボルグ・エル・アラブ市

## 投入(日本側)

- 1) 専門家: 長期専門家9名、短期専門家1名  
業務実施契約による派遣教員年間100名程度
- 2) 国内支援体制: 国内支援大学15校
- 3) 機材供与: 工学系大学院向け教育・研究用機材
- 4) アフリカ・中東諸国からの留学生の受入
- 5) 本邦研修

## 投入(エジプト側)

- 1) 教職員の配置  
教員38名、職員162名
- 2) 新校舎建設  
講義棟、研究施設、事務棟、図書館、等
- 3) 奨学金
- 4) 機材
- 5) 機材・施設維持管理費用

# エジプト日本科学技術大学(E-JUST)プロジェクトフェーズ2(実施体制)

理事会

学長

副学長(国際・地域連携担当)

国際・地域連携課

副学長(教育・教務担当)

教務課

学生課

副学長(研究担当)

技術部

研究推進課

事務局長

総務課

財務課

人事課

調達課

広報課

施設課

JICA専門家チーム

国内支援委員会

大学戦略・組織運営WG

早稲田大学

九州大学

東京工業  
大学

京都大学

立命館大学

大阪大学

筑波大学

工学教育・研究WG

幹事大学

早稲田大学

九州大学

東京工業  
大学

京都大学

北海道大学

東北大学

東京大学

慶応大学

名古屋大学

京都工芸  
繊維大学

立命館大学

大阪大学

国際ビジネス・人文学WG

幹事大学

筑波大学

立命館APU

広島大学

早稲田大学

立命館大学

大阪大学

工学研究科

電気・電子・情報学類

コンピュータ・  
情報工学専攻

電気電子工学専攻

創造理工学類

メカトロ・ロボティクス  
工学専攻

材料工学専攻

経営工学専攻

エネルギー・化学・環境  
工学類

化学・石油化学専攻

環境工学専攻

エネルギー・  
資源工学専攻

基礎・応用科学  
学類

数学専攻

化学専攻

生物専攻

物理専攻

工学部

コンピュータ・  
情報工学科

電気電子通信学科

電気エネルギー学科

メカトロニクス学科

材料工学科

経営工学科

化学・石油工学科

エネルギー・  
資源工学科

国際ビジネス・  
人文学部

国際ビジネス学類

会計・情報学科

人的資源管理学科

人文学類

## 案件概要シート

### 1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	SARA Fund 訴訟対応及び税務調査に係る弁護士事務所雇用契約
(2) 契約金額	1,043,331 円
(3) 履行期間	2016年7月11日～2017年3月31日
(4) 契約相手名称	PDS Legal
(5) 担当部署	インド事務所（民間連携事業部計画・監理課）

#### 《随意契約理由》

- ◎ 本訴訟については、インド国内における税務及び訴訟関連業務で豊富な経験を有し、SARA Fundの内容を十分に理解している会計事務所 Ernst & Young 社 (E&Y) に旧 JBIC 時代より税務当局との係争処理代理業務を継続して業務委託しており、PDS Legal（法律事務所）は E&Y のパートナーとして当該訴訟に深くかかわってきた。本訴訟については 2016 年 1 月に一審で JICA 勝訴の判決が出たが、税務当局がデリー高等裁判所に上訴する可能性が高いため、デリー高等裁判所においても一貫した対応が可能となるよう然るべき準備をする必要があった。インドの訴訟制度上、高裁では訴訟代理業務は法曹資格を有するものが行う必要があることから、E&Y のパートナーとして当該訴訟に深く関わってきた唯一の法律事務所である PDS Legal と特命随意契約を結ぶことが妥当と判断し、PDS Legal に業務委託を行っている。

### 2. 背景・経緯

- (1) SARA Fund はインド地方中堅企業の育成を支援するため、国際金融公社 (IFC)、アジア開発銀行 (ADB) 等と合同で設立した地方企業育成基金。
- (2) SARA Fund に係る訴訟は、SARA Fund から JICA への配当金及び長期のキャピタルゲインへの課税可能性を巡って税務当局と争っているもの。JICA は、これらは免税と判断しているが、税務当局は JICA とは異なる所得税法の解釈に基づきこれらを課税対象と判断し、所得税裁判所に計 5 期分 (AY2006-07、AY2007-08、AY2008-09、AY2010-11、AY2012-13) について提訴した。  
※Assessment Year (AY) : 提出済み確定申告書を実際に査定する年度。通常、Fiscal Year とは異なり、確定申告対象年度の次年度となる。
- (3) 2016 年 1 月に係争していた 2 期分 (AY2006-07 & AY2007-08) については勝訴判決の言い渡しがなされたが、今後、税務当局がデリー高等裁判所に上訴する可能性が高いため、デリー高等裁判所においても一貫した対応が可能となる

よう然るべき準備をする必要があった。この際、インドの訴訟制度上、高裁では訴訟代理業務は法曹資格を有する者が行う必要があることから、これまで同業務を委託してきた会計事務所（Ernst & Young : E&Y）のパートナーとして本件に継続的に関与してきた法律事務所である PDS Legal と特命随意契約を結ぶことが妥当と判断し、PDS Legal に業務委託を行っている。

### 3. 業務内容（随時）

- (1) 関連情報の収集
- (2) 税務関連の情報収集及びデリー高等裁判所に上訴された際の論法の準備
- (3) デリー高等裁判所への異議申し立てのドラフト
- (4) JICA の代理人として調停開催時に出席
- (5) 必要に応じて答弁書をドラフトし、デリー高等裁判所に提出
- (6) デリー高等裁判所の判決を確認し、JICA に相談した上で次のアクションを決定

### 4. 特命随意契約の理由

- (1) SARA Fund に係る訴訟については、インド国内における税務及び訴訟関連業務で豊富な経験を有し、既に SARA Fund の内容を十分に理解している E&Y に旧 JBIC 時代より継続して業務を委託しており、PDS Legal は E&Y のパートナーとして当該訴訟に深くかかわってきた。
- (2) 2016 年 1 月に係争していた 2 期分（AY2006-07 & AY2007-08）について所得税裁判所において JICA が勝訴したが、今後、税務当局によりデリー高等裁判所に上訴される可能性が高い。JICA としては、デリー高等裁判所においても一貫した対応が可能となるよう然るべき準備をする必要があった。
- (3) 所得税裁判所までは E&Y が代理人として対応することが可能であったが、インドの訴訟制度上、高等裁判所においては法曹資格を有する者が代理人として対応することが必須となるため、これまで E&Y のパートナーとして本件に継続的に関与し、複雑な経緯について十分把握している唯一の法律事務所である PDS Legal と特命随意契約を締結することが適切と判断した。

以上

## 案件概要シート

### 1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	Consulting Service for Empirical Study on the Promotion of Home Currency in Cambodia, Phase 2
(2) 契約金額	56,642,709 円
(3) 履行期間	2017年1月26日～2018年1月31日
(4) 契約相手名称	BD Link Cambodia Co., Ltd
(5) 担当部署	カンボジア事務所（研究所）

#### 《随意契約理由》

◎ 本研究はカンボジア中央銀行と JICA 研究所との共同研究であり、両機関との緊密なコミュニケーションを取り実施することが不可欠なため、先行する第一次調査において両機関との人的ネットワークを既に構築している BD リンク社のみが効率的に業務を行い得る。また、第一次調査の対象となった家計・企業の所在を特定する情報を第三者に情報開示することについて、当該家計・企業から同意を得ておらず、BD リンク社以外の他社に係る情報を提供することは不可能であり、追跡調査である本件は BD リンク社以外には実施できない。

・本研究では、家計、企業、金融機関の通貨利用状況に関するデータを収集して分析、ドル化進展・定着の要因を探り、インフレ高進や資本逃避といった経済の安定性を損なうことなく順調に脱ドル化政策を進めるための政策提言を行う。2014年～15年に掛け第一次調査を実施し、家計調査（2,000家計超）を始めとしたデータ収集を実施した。本契約は第二次調査として前回調査時のサンプルを追跡する調査の契約である。なお、第一次調査契約時に、全3回分調査（第一～三次調査）提案の企画競争を実施し、3者による競争の結果 BD リンク社が受注している。

### 2. 背景・経緯

経済が極端にドル化し、金融政策遂行上の弊害を抱えているため、カンボジア政府は脱ドル化と自国通貨利用拡大に着手している。本研究の狙いは以下の通り。

- ・家計、企業、金融機関の通貨利用状況に関するデータを収集して分析、ドル化進展・定着の要因を探る。
- ・インフレ高進や資本逃避といった経済の安定性を損なうことなく、順調に脱ドル化を進めるためのリスクを分析、政策提言を収集したデータを使って行う。

上記の目的達成のため、カンボジア中央銀行との協力の下、家計・企業・銀行/MFI

を対象としたマイクロデータの収集を BD リンク社に委託して実施してきた。

本研究では、第一次調査を 2014 年 7 月 14 日～2015 年 7 月 31 日に実施、3 者による企画競争の結果 BD リンク社が受注している。本契約は、第一次調査と同じ家計・企業・銀行/MFI を追跡する第二次調査である。追跡調査によるデータのパネル化は、正確な分析をするため経済学において重視されている手法である。

### 3. 業務内容

- (1) サンプル家計・企業・金融機関の識別（カンボジア国内 25 県）
  - (i) 第一次調査の対象となった 2,273 家計の識別（個別訪問、GPS 測定、置き換えが必要な場合のサンプル特定）
  - (ii) 第一次調査の対象となった 856 企業体の識別（同上）
  - (iii) 15 の商業銀行および 12 の MFIs の全支店（同上）
- (2) 質問票の（第一次調査のバージョンからの）改訂作業および理解
- (3) 調査員のトレーニング
- (4) パイロット調査
- (5) 第二次追跡調査の実施
- (6) データ入力、クリーニング、基本統計情報の分析

### 4. 特命随意契約の理由

第一次調査で対象となった家計・企業・金融機関の追跡調査を行うという業務の性質上、第一次調査を経験した BD リンク社のリソースおよび内部資料が対象者の特定やデータの質確保において必要であり、BD リンク社の唯一性が極めて高い。

加えて、本研究はカンボジア中央銀行と JICA 研究所との共同研究であり、両機関との緊密なコミュニケーションを取り実施することが不可欠なため、先行する第一次調査において両機関との人的ネットワークを既に構築している BD リンク社のみが効率的に業務を行い得る。

第一次調査実施の際、第三者への情報開示について家計・企業からは同意を得られていないため、JICA から応札他社に家計・企業を特定する情報を提供することは不可能。通貨別の金融財務状況を聞き取る本調査の性質上、第三者への情報開示を前提とした場合、家計・企業の協力が得難く、調査実施が困難。対象家計・企業の所在地情報が無ければ追跡調査は実施不能。

本契約は追跡調査の第二次調査の契約であり、全 3 回分調査（第一～三次調査）提案の企画競争を実施し、3 者による競争の結果 BD リンク社が受注している。

## 案件概要シート

### 1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	第二期大エジプト博物館建設事業実施促進支援業務（第二の太陽の船復原に係る技術支援業務委託契約）
(2) 契約金額	131,396,764 円
(3) 履行期間	2016年7月1日～2020年3月31日
(4) 契約相手名称	特定非営利活動法人太陽の船復原研究所
(5) 担当部署	中東・欧州部 中東第一課

#### 《随意契約理由》

- ◎ エジプトの古文化保護法では、文化財の保存修復作業を行う権利は発掘者に限定される（注；契約監視委員会の指摘を受け、法律を確認したところ、「保存修復作業を行う権利は発掘者に限定される」との条文があるわけではなく、「考古省が、特定の団体に発掘、研究等の活動ライセンスを与えることができる」との条文があり、また、受注者に対してライセンスを与える旨のレターが考古省から発出されている）ことから、「第二の太陽の船」の復原作業には、同船を発掘・発見した吉村教授の関与が不可欠であり、同教授が2008年に同船の発掘・復原のために立ち上げ、自身が所長を務める NPO 法人太陽の船復原研究所との契約以外に本業務を実施し得る契約相手方はいないことから、同研究所との特命随意契約に至った。

#### 《要約》

- ・ 本業務は、JICA が円借款「大エジプト博物館建設事業」により建設を支援している大エジプト博物館に展示予定の「第二の太陽の船」の復原に向け、「第二の太陽の船」に係る遺物の部材取り上げ、保存修復、測量及び復原考察、記録及び大エジプト博物館保存修復センター（GEM-CC）への移送を支援するもの。

### 2. 背景・経緯

JICA は、三大ピラミッドが位置するギザ地区において、博物館の新規建設を目的とした円借款「大エジプト博物館建設事業」を実施中である。この博物館には、エジプト側の要請を踏まえ、ツタンカーメンの遺物と並ぶ目玉展示として、「第二の太陽の船」が展示されることになっており、円借款案件は同前提にもとづき形成された。JICA は、円借款の供与時点に想定した来館者数等の事業効果を達成するために、「第二の太陽の船」の復原に向け、同船の部材の取り上げ、保存修復、測量、移送及び復原考察の作業を支援することを決定した。本業務は、当初2013年12月～2016年3月の期間で特定非営利活動法人太陽の船復原研究所と契約を締結し支援を行ってきたが、

総部材数が当初想定の2倍以上あると見られることが判明し、また各々の部材の状況が予想以上に悪かった等の予見不可能な理由により作業に遅延が生じた結果、継続的な支援が必要となったことから、作業体制、スケジュール等の見直しを行った上で、今次契約を締結したものの。

### 3. 業務内容

#### ア 施設建設・メンテナンス

現場作業に必要な諸施設の建設を行うとともに、状態をチェックし、メンテナンスを行う。

#### イ 部材の取り上げ

ピット内の部材をクリーニング、記録（写真撮影、スケッチ、レーザースキャナーによる三次元測量）、応急強化処理し、取り上げる。

#### ウ 保存修復

ピットから取り上げてシーズニング（環境適合期間）を経た部材に、破損個所の接合、変形個所の矯正、樹脂による強化処理を施す。

#### エ 測量及び復原考察

保存修復を終えた部材を測量する。そしてそれらを組み立てた場合どのような船の形になるか復原考察し、復原図を作成する。

#### オ 記録及び大エジプト博物館保存修復センター（GEM-CC）移送

測量を終えた部材の写真撮影を行い、大型部材を除いて、梱包ののち GEM-CC へ移送する。

### 4. 特命随意契約の理由

（1）「第二の太陽の船」は吉村作治教授率いる調査団が1987年に存在を確認した遺物である。エジプトの古文化保護法では、文化財の保存修復作業を行う権利は発掘者に限定されることから、「第二の太陽の船」の復原作業には吉村教授の関与が不可欠である。

（2）「第二の太陽の船」の復原作業は、修復・復原に必要な専門的知識や技術に加え、エジプトでの作業経験を有する専門家を数多く必要とする。

（3）契約相手の「NPO 法人太陽の船復原研究所」は、「第二の太陽の船」の保存修復に従事する権利を有する唯一の人物である吉村氏を所長とし、同船の復原作業に必要な専門家を揃えることができる唯一の団体であることから、本件を特命随意契約により業務実施契約を締結したものの。

## 案件概要シート

### 1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	シニア・アドバイザー（教育）
(2) 契約金額	12,654,659 円
(3) 履行期間	2016 年 4 月 14 日～2017 年 3 月 30 日
(4) 契約相手名称	個人(A)
(5) 担当部署	エジプト事務所（中東・欧州部 中東第一課）

#### 《随意契約理由》

- ◎ 現アドバイザーは高等教育大臣経験者であり、また、これまでもエジプトにおける JICA の教育分野の支援に関わっていたため JICA 支援に対する理解も深く、上記に該当する余人をもって代え難い人物であることから、特命随意契約により本業務を委託するに至った。

#### 《要約》

- ・ 2016 年 2 月に日エ両国政府が合意したエジプト教育セクターへの包括的な支援の実現のため、エジプト国内のハイレベルを含む多様な関係者への働きかけや連携が必須であり、豊富なネットワークを有し且つ実務能力の高い人物を JICA アドバイザーとして雇用したものの。

### 2. 背景・経緯

- (1) 2009 年、二国間協定に基づきエジプト日本科学技術大学（E-JUST）の設立に係る協力枠組みに合意、JICA は同協定のもと E-JUST 設立・運営実施を支援している。実施にあたり最高意思決定機関である理事会メンバー（大統領アドバイザーが議長、関係省庁高官、早大元総長、在エジプト日本大使、JICA 理事）などのハイレベル層への働きかけが重要且つ大学設立のための法令の制定や組織強化など関係者との連携が不可欠な事業である。2014 年 9 月には同事業の実施促進に向けた課題分析と助言を受けるため、A 氏とアドバイザー契約を締結（～2015 年 3 月、その後同 4 月に 1 年間の契約）。
- (2) 2016 年 2 月のエジプト・エルシーシ大統領訪日時にエジプト・日本教育パートナーシップ（EJEP）が発表され、エジプト教育セクターに対し日本が JICA を通じて、就学前教育から高等教育（E-JUST 含）まで、包括的な支援していくことが合意された。また、これら支援は両国が実施していく共同イニシアティブであり、従来以上に日本側が主体的に関与していくことが求められている。また、アラブの春以降、エジプトの行政は極めて脆弱な状況が続いている。
- (3) EJEP の円滑な実施のため、エ側政府高官をはじめ日エ双方のハイレベルを含む多様な関係者との緊密な連携・調整が不可欠である。EJEP の実施促進に向けた助言・支援

を目的とし、本契約において、大臣クラスを含む政府高官や教育関係者などエジプト側との豊富な人的ネットワークを有し、日本の教育分野支援に関して理解を有する A 元高等教育大臣にアドバイザー業務を 2016 年度より委託したものの。

### 3. 業務内容

- (1) EJEP の運営委員会及び 2 つの分科会におけるエジプト側ハイレベルを含む多様な関係者への働きかけ・調整業務
- (2) EJEP の枠組みで実施する以下 6 案件の JICA 事業に関連するアドバイザー業務及びエジプトのハイレベル及び関連省庁への働きかけ・調整含む実施促進
  - (ア) 就学前の教育と保育の質向上プロジェクト (技プロ)
  - (イ) 学びの質向上のための環境整備プロジェクト (技プロ)
  - (ウ) 技術教育改善プロジェクト (技プロ)
  - (エ) エジプト日本科学技術大学 (E-JUST) プロジェクト (技プロ及び無償)
  - (オ) エジプト日本学校支援プログラム (有償)
  - (カ) 人材育成事業 (留学生借款) (有償)
- (3) エジプトの職業訓練や技術教育、高等教育に関する戦略的なアドバイザー業務

### 4. 特命随意契約の理由

以下の理由から、余人をもって代え難い人物であり特命随意契約を行うことが適切と判断。

- (1) 約 6 年間高等教育大臣を務めた人物で、長年大学で教鞭をとりながら UNESCO 関連業務へも従事するなど 40 年以上のキャリアを通じて構築したエジプト側の政府高官や国内外の教育関係者との人的ネットワークを有している。
- (2) E-JUST の案件形成時に、大臣として E-JUST 設立や立ち上げ (2005~2011 年) に関与し、大学設立プロセスに加え JICA や ODA 事業スキーム等に精通している。
- (3) 特に、2011 年、2013 年の 2 度の政変によりエジプトの政治・行政を取りまく環境が極めて不安定となり、行政機構の脆弱さや政府機関の実施能力の低下が引き続き深刻な状況にある。こうした状況下、JICA 事業の円滑な実施のためには、ハイレベルな人的ネットワークを有する大臣経験者且つ実務能力の高い人材の関与が不可欠。
- (4) 本アドバイザー業務では、大統領顧問、各大臣や日本側大学関係者 (総長等幹部クラス) と綿密なコミュニケーションが必須であり、円滑な事業運営のためには、エジプト側ハイレベルへの日常的なコンタクトが必要不可欠。それを踏まえ、本業務では上記ハイレベルに直接コンタクトできるエジプト政府内での経験やそれに基づくネットワークを有し、教育分野に係る高い専門性と幅広い知見を有することが必要最低限の条件であり、本アドバイザーはエジプト国内では唯一無二の存在。なお、同氏相当の人物をエジプト国内で見つけることは極めて困難である。

以上

## 案件概要シート

### 1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	2016年度安全対策クラークとの契約
(2) 契約金額	1,768,931円
(3) 履行期間	2016年4月1日～2017年3月31日
(4) 契約相手名称	個人(B)
(5) 担当部署	モザンビーク事務所（安全管理部）

#### 《随意契約理由》

- ◎ JICA 関係者の安全確保のため、モザンビークの治安情勢の把握及び JICA への安全対策措置に関する適時適切なアドバイスが可能な、モザンビーク治安当局である警察主任警視に安全対策アドバイザー業務を委託する必要がある。現アドバイザーは、警察内外の広範なネットワークを有しており、本業務を遂行可能であり信頼に足る人物であることから、本業務を委託している。
- ・ 現アドバイザーは、2008年12月から安全対策アドバイザー業務を実施。モザンビーク内務省、警察当局とのネットワークから高い情報収集力を有しており、前年度の業務遂行状況が良好であったことから、特命随意契約を実施した。

### 2. 背景・経緯

- (1) モザンビークでは、所得格差の拡大により、貧困層による強盗等一般犯罪が多発している状況にある。また、政府与党フレリモ党と最大野党レナモ党間の長年の抗争により、ゲリラによる襲撃事件が局地的に発生し、一般市民への被害も甚大である。さらに近年富裕層、外国人を狙う誘拐事件、組織犯罪が増加傾向にある。
- (2) さらにモザンビークは、JICA 関係者あたりの被害者数で算出された犯罪遭遇率において常に上位を占めるほど一般犯罪被害が多いため、関係者への適時適切な情報と指導の提供は、事務所業務の最優先課題の一つである。
- (3) こうした複雑な政治、経済、社会情勢を分析し、かつ劣悪な交通事情や、周辺国を含む国際的な犯罪情勢までも加味した、JICA 関係者にとって必要な安全対策情報の収集と緊急時支援は、事業実施上不可欠である。以上から、安全対策アドバイザー業務は非常に重要であり、適切な選定が求められる。

### 3. 業務内容

- (1) JICA モザンビーク事務所との緊密な関係調整の下、JICA 職員、専門家、ボランティア、調査団等関係者に対し、求めに応じて必要な安全情報や対策を指導

し提供する。

- (2) 緊急時（重大事件、テロ・騒擾、災害時等）には直ちに適切に対応し、JICA 関係者の被害を最小限に止めるよう行動する。
- (3) 治安状況を分析し、安全情報を収集する。特定の不安要素が察知された場合は迅速に JICA 事務所に情報を提供する。
- (4) 分析、収集した治安状況、安全情報について取りまとめ、JICA 事務所に対し定期報告（月次報告を提出する）し、もって事務所と定期協議する。
- (5) 新規赴任者や訪問者に対し、求めに応じて安全対策情報を提供し、必要な対策について指導する。
- (6) 関係者の住居安全確認を実施する。さらに滞在中の関係者住居（宿泊先を含む）を巡回して住居防犯に関する指導を実施する。
- (7) JICA 関係者による安全対策連絡協議会に参加し、直近の安全対策情報について講義する。また防犯対策について適切な指導を行う。

#### 4. 特命随意契約の理由

- (1) モザンビークにおいて JICA 関係者の実情に沿った適切な安全対策措置を講じるためには、JICA 関係者の生活形態・実情等を熟知していることが望ましい。B 氏は JICA 安全対策アドバイザーとしての経験も長く、JICA 事業、関係者の状況を熟知しており、これまでにニーズに合致した的確な情報をタイムリーに提供してきている（大統領選挙前後の安全対策情報の提供、誘拐対策など）。
- (2) モザンビークでは政府与党と最大野党レナモ党間の抗争が局地的に発生し、一般市民への被害も甚大である。さらに富裕層、外国人を狙う誘拐事件、組織犯罪が多発している。こうした複雑な治安情報を適時適切に提供できる人材は非常に限られている。
- (3) 警察高官である同氏は、モザンビーク内務省、警察当局との広い人脈による高い情報収集力を有している。なお過去に民間コンサルタントを試用した経験では、同様の情報収集・コンサルテーションの提供は非常に困難であった。
- (4) 当該業務においては犯罪被害状況など関係者個人の機微な情報を扱う場合もある。同氏は、外部に情報が洩れることがないよう細心の注意を払いつつ、業務を履行しており、JICA 関係者からの信頼も厚い。
- (5) 緊急時対応について、同氏は休日、夜間、地方であっても関係者が犯罪被害などに巻き込まれた際には、迅速かつ的確な対応（現場に直接赴く、または電話で所管警察当局との調整を行うといった対応）を取ってきており、当事務所の安全対策に十分貢献してきた。
- (6) なお本件については、公務員との契約に当たり、所属官庁の許可があるため契約上の問題はないことにつき、顧問弁護士から法的見解を得ている。昨年度契約監視委員会で懸案とされた「兼職禁止」「職務専念義務」「収賄禁止」等の事項について顧問弁護士による法律意見書（Legal Opinion）によれば、『兼職禁

止」「職務専念義務」「収賄禁止」は、公務員の禁止事項に含まれる一方、例外事項も規定されており、その一部として「公務勤務時間（07:30-15:00）外」「職場外」での「行動の自由」と見做されるため「職務専念義務」「収賄禁止」については、これら例外規定が適用可能と認められる』とのこと。さらに『「兼職禁止」については、「公務員であることの公正さに疑念の余地がないと上長が認めること」があれば例外と見做される』とのこと。結論として「上長の承認があれば、法解釈の上において、JICA が候補者（現職公務員）と安全対策アドバイザー業務委嘱契約を締結することが可能である」との見解を得たもの。

以上

## 案件概要シート

### 1. 基礎情報

項目	概 要
(1) 契約件名	① 新有償資金協力システムにおける仕様変更・追加開発対応業務【契約①】 ② 2016年度有償資金協力システムに係る保守業務【契約②】 ③ 2016年度有償資金協力システムに係る運用業務【契約③】 ④ 2016年度有償資金協力システム再リース機器保守【契約④】
(2) 契約金額	① 669,133,872円 ② 254,249,280円 ③ 104,849,510円 ④ 92,404,048円
(3) 履行期間	① 2016年10月6日～2017年12月28日 ② 2016年4月1日～2017年3月31日 ③ 2016年4月1日～2017年3月31日 ④ 2016年4月1日～2017年3月31日
(4) 契約相手名称	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
(5) 担当部署	情報システム室 システム第二課

#### 《随意契約理由》

##### 【契約①】

- ◎ 新有償資金協力システムの構築に際し、追加契約を同一委託先として調達を行った理由は、追加契約の一部（仕様変更及び設計改善）については新有償資金協力システムの構築そのものに関する業務であり、また、追加契約のその他部分（補完ドキュメント作成、回帰テスト環境構築）についても、新有償資金協力システムの構築と密接に関連し、かつ不可分な業務であることから、新有償資金協力システムの構築を現在実施中であり、その内容を熟知しているNTTデータ社に委託することで、費用対効果の観点から新システムの品質確保と適切な開発期間の担保が可能となるとの判断に基づくもの。

##### 【契約②、③】

- ◎ 現行有償資金協力システムに係る保守業務・運用業務・再リース機器保守業務の各委託先（株式会社エヌ・ティ・ティ・データ、以下「NTTデータ社」という）は、現行有償資金協力システムの開発、保守及び運用を同一委託先とする一般競争入札（2002年2月公告）の結果、NTTデータ社が落札者となったことを踏まえ選定された。
- ◎ 開発、保守及び運用を同一委託先とすることにした理由は、継続的かつ円滑なシステム稼働の担保に必要なとの判断に基づくもの。保守業務・運用業務・

再リース機器保守業務の契約に関しては、前年度の作業内容を確認した上で、翌年度の契約（1年分）を行う形をとっている。

**【契約④】**

- ◎ リース機器にかかる保守を同一委託先として調達を行った理由は、継続的かつ円滑なシステム稼働の担保が可能となるとの判断に基づくものである。

## 2. 背景・経緯

**【契約①】**

- (1) 新有償資金協力システム開発に際しては、2013年3月26日付の入札公告に基づく一般競争入札により、入札評価を経て2013年6月25日に開札を行った結果、NTTデータ社が落札者となった。
- (2) 2013年8月2日付の上記契約に基づくシステム開発作業の中で、当初要件を越えた追加仕様並びに業務が発生したため、新たに追加契約を締結したものの。

**【契約②、③】**

- (1) 現行の有償資金協力システム開発に際しては、2002年2月15日付の入札公告に基づく一般競争入札により、システム開発、保守及び運用を同一委託先とする調達を実施。入札評価を経て2002年5月17日に開札を行った結果、NTTデータ社が落札者となった。
- (2) 2002年8月2日付の契約に基づくシステム開発作業は2005年5月に終了し、同年6月より稼働を開始。これに伴い、2005年6月以降の保守業務及び運用業務について、NTTデータ社との間で業務委託契約を締結。以後、前年度の作業内容を確認しつつ、毎年度の契約更新を行ってきている。

**【契約④】**

- (1) 2011年4月28日付で、NTTデータ社との間で締結された、現行有償資金協力システム環境更改に伴う機器リース契約が、2016年3月31日を以って契約期間満了となったが、新有償資金協力システムへの移行が完了するまでの期間の現行有償資金協力システムの安定稼働を確保するため、現行有償資金協力システムを構成している機器について再リース契約を締結することと併せて、再リース機器にかかる保守契約を併せて締結したものの。

## 3. 業務内容

**【契約①】**

- 基本設計品質強化に伴う補完ドキュメント作成
- 回帰テスト環境整備

- 品質強化期間に発生した設計改善の取込み
- 仕様変更
- プロジェクト管理、品質管理

#### 【契約②】

##### (1) 定常保守業務

- 障害対応
- 運用支援
- 本番環境維持・構成管理
- 保守環境維持・構成管理
- 保守環境運用
- 定例業務報告
- サービス管理
- 作業管理
- 間接業務

##### (2) 随時保守業務

- 追加開発案件等影響調査
- 小規模改善

#### 【契約③】

##### (1) 運用業務

- 運行管理業務
- システム監視業務
- 運用業務
- ヘルプデスク業務

##### (2) 各種管理

- ドキュメント管理
- 消耗品等管理

#### 【契約④】

##### (1) 本番機保守

- 保守対象ハードウェアに対する保守内容
- 保守対象ソフトウェアに対する保守内容

##### (2) 開発機保守

- 保守対象ハードウェアに対する保守内容

- 保守対象ソフトウェアに対する保守内容

#### 4. 特命随意契約の理由

##### 【契約①】

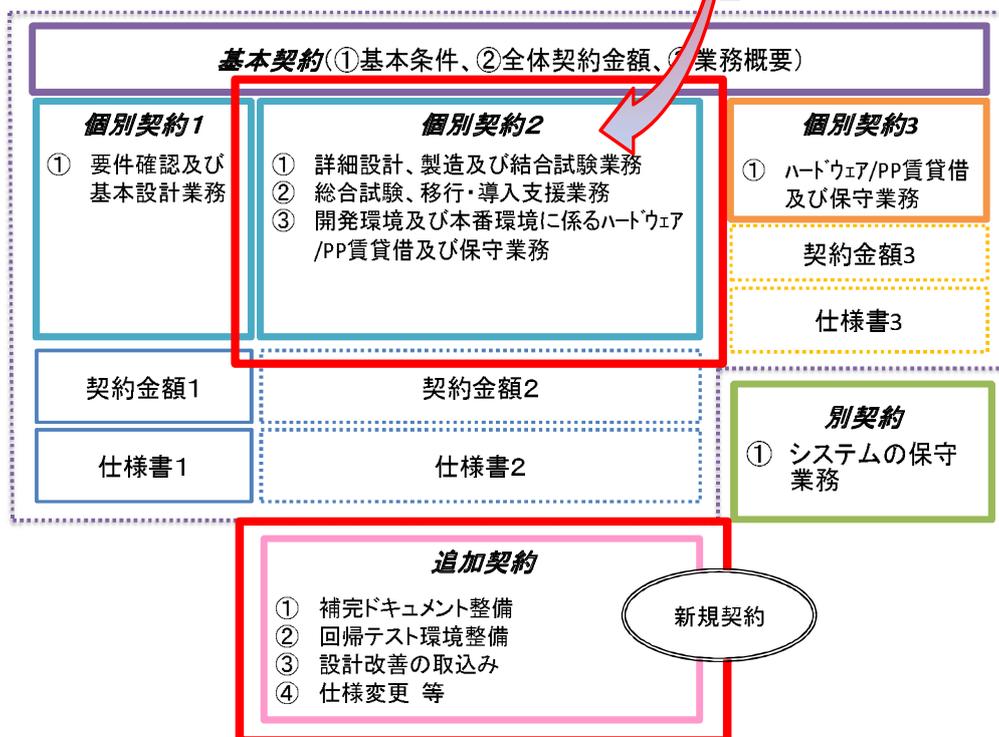
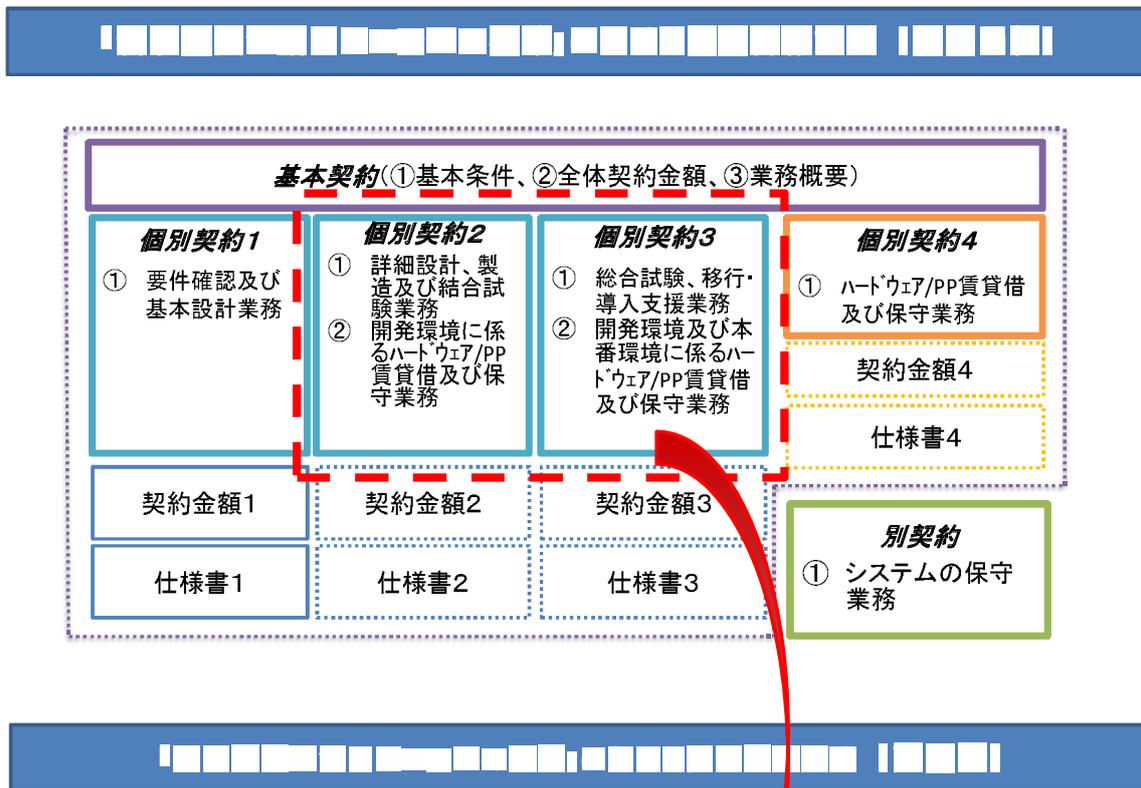
- (1) 新有償資金協カシステムの構築に際し、追加契約を同一委託先として調達を行った理由は、追加契約の一部（仕様変更及び設計改善）については新有償資金協カシステムの構築そのものに関する業務であり、また、追加契約のその他部分（補完ドキュメント作成、回帰テスト環境構築）についても、新有償資金協カシステムの構築と密接に関連し、かつ不可分な業務であることから、新有償資金協カシステムの構築を現在実施中であり、その内容を熟知しているNTTデータ社に委託することで、費用対効果の観点から新システムの品質確保と適切な開発期間の担保が可能となるとの判断に基づくものである。

##### 【契約②、③】

- (1) 保守業務・運用業務・再リース機器保守業務の委託先としてNTTデータ社を選定した理由は、現行資金協カシステムの構築、保守及び運用調達のために一般競争入札を行った結果、同社が本件調達の落札者となったことによるもの。このため、現在の有償資金協カシステムが稼働している間は、運用業務をNTTデータ社に委託する予定である。
- (2) 有償資金協カシステムの構築に際し、システム構築に加えて保守及び運用を同一委託先として調達を行った理由は、システム開発のノウハウを運用業務に反映し習熟度を高められること、及び障害対応業務に際してシステム運用業務と保守業務の連携を高めることで円滑なシステム稼働の担保が可能となるとの判断に基づくものである。

##### 【契約④】

- (1) 現行有償協カシステムの構成している機器について再リース契約をNTTデータ社と締結することと併せて、リース機器にかかる保守契約を同一委託先として調達を行った理由は、現行有償資金協カシステム環境を構築し、かつ、利用中のリース機器に対応した保守作業内容を熟知するNTTデータ社に業務を継続して委託することで、故障等が生じた場合には適時かつ適切に対応し、継続的かつ円滑なシステム稼働の担保が可能となるとの判断に基づくものである。



契約委託先:NTTデータ社

下請け業者:アイネス、アルファシステムズ、FERNET、MDS、NTTデータシステム技術  
NTTデータSMS、STF 等